慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	日本資本主義の再生産構造分析試論 : 昭和三五年「産業連関表」を手がかりとして (三)
Sub Title	Analysis of the reproduction structure of Japanese capitalism : an approach from "inter-industrial table of 1960"
Author	井村, 喜代子 北原, 勇
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1965
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.58, No.9 (1965. 9) ,p.819(27)- 896(104)
JaLC DOI	10.14991/001.19650901-0027
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19650901-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

きる。一〇年まえ、革命の流れをきわめて強力にくいとめた大国が、もう一国ある。それはロシアである。いまでは、可燃性物質が同国自身の足もとに累積しており、西欧からの強風が突如としてこれを燃え上らせる可能性がある」(Werke, ebendort, SS. 504-505. 邦訳前掲四八一頁。)

(18) マルクス「アメリカの事態の批判」(「ディー・プレッセ」一八六二年八月九日付)「われわれは、これまで内戦の第一幕――すなわち立憲的な戦争遂行の幕をみてきただけである。第二幕、革命的な戦争遂行の幕が目前にせまっている」(Werke, Bd. 15, S. 526. 邦訳第一五巻、五〇一頁)。

(19) マルクスは、一八六三年一〇月、「在ロンドン・ドイツ人労働者教育協会のポーランドにかんする声明」のなかでつぎのようにのべている。「ポーランド問題は、ドイツ問題である。独立ポーランドなくしては、独立かつ統一ドイツはありえず、ポーランドの第一次分割とともに始まったロシアの至上支配からのドイツ解放はありえない」。またつぎのようにのべてわれわれを感銘せしめる。「イギリスの労働者階級は、アメリカの内戦の継続が一〇〇万のイギリス労働者におそるべき苦難と欠乏という負担を負わせているにもかかわらず、アメリカの奴隷所有者のために干渉しようとする支配階級の再三の試みを熱烈な大衆集会によって粉砕しようとして、不朽の歴史的名誉をかちえたのである。」

日本資本主義の再生産構造分析試論

――昭和三五年「産業連関表」を手がかりとして(三)――

井村喜代子
北原勇

目次

第二章 生産諸部門の再生産構造上の機能別分類
序 節 生産諸部門の分類方法
第一節 「消費手段生産部門」の検出
第二節 「消費手段用原材料・補助材料生産部門」の検出
序
(1) 繊維関係
(2) 化学関係
(3) 食料品関係
(4) 木材関係
(5) その他
第三節 「労働手段生産部門」、「広義の『固定資本』関係の生産部門」の検出
序
(1) 「労働手段生産部門」
(2) 輸送・通信機械生産部門(耐久消費手段をのぞく)
(3) 非住宅建築部門
(4) 土木部門
第四節 「労働手段」および「広義の『固定資本』関係」の原材料・補助材料生産部門の検出
日本資本主義の再生産構造分析試論

(以上、(一)本誌七月号)
(以上本稿)
(十月号)

第二節　「消費手段用原材料・補助材料生産部門」の検出

序

本節では、「消費手段用原材料・補助材料生産部門」を検出するが、この場合対象とする「消費手段用原材料・補助材料」とは、前稿㈡（本誌、五八巻七号）の第二章第一節、序で指摘したごとく、迂回的生産のどこに位置するものであれ、消費手段の原材料・補助材料として機能する原材料・補助材料すべてである。

「消費手段用原材料・補助材料生産部門」を検出する場合、すでに明らかにしたように、まず生産部門の『窮極的市場構成』と、直接的な販路構成とを対比してみることが有効である。ある生産部門のA額のうち、ほとんど大部分が「中間需要」となり、直接消費される部分が無いのに反し、『窮極的市場構成』において、消費支出に窮極的に依存する比重がきわめて高いとすれば、この生産部門は、「消費手段用原材料・補助材料生産部門」であることが明らかである。この観点から、前稿㈡のII,1表「総括表」より、窮極的に消費支出に依存する比率と、直接消費される比率との差額の大きさの順に掲げたのがII,9表である。

この場合、『窮極的市場構成』の計算は、「統合表」部門のみであるため、その差額の比率がかなり低い場合でも、「統合表」部門のなかにふくまれている数種の「基本表」部門のうちいくつかが「消費手段用原材料、補助材料生産部門」である場合もあるので、その点考慮して、差額の五〇%以上の部門を掲げて、検討することにした。

なお、「パルプ・紙」、「石油製品」の差額は、六八・一%、五四・二%であるが、前稿㈡二一～三頁で指摘したごとく、これらの部門の窮極的な消費支出依存度には、サービス諸部門にたいする消費支出に依存する部分がかなりふくまれている。（前稿㈡第9表(1)欄のかっこ内の比率参照）「パルプ・紙」の場合には、宣伝・広告・包装等、「石油製品」の場合はサービス諸部門で使う燃料等である。それゆえこれら部門は除外した。

つぎに、消費手段の原材料・補助材料生産部門の検出は、「基本表」部門を単位として行なうので、『窮極的市場構成』において消費支出依存度が高い「統合表」部門のなかで、これまでに「消費手段生産部門」、「準消費手段生産部門」として検出されなかった一部の「基本表」部門の検討をこころみる必要もあろう。『窮極的市場構成』において消費支出依存度が高いということは、直接消費されるものと、窮極的に消費されるものとをあわせてのことであるから、窮極的消費支出依存度の高い「統合表」部門のなかで、「消費手段生産部門」、「準消費手段生産部門」として規定されない「基本表」部門があれば、これは窮極的に消費支出に依存する消費手段原材料の生産を行なっている部門であろうことが推測されるからである。

第II,10表は、この観点から選んだ部門である。

この場合、「準消費手段生産部門」と規定された部門でも、消費手段とならない「中間需要」部分のうち、「消費手段用原材料・補助材料」として機能するものが大部分であり、その実額も大きいものは、「消費手段用原材料・補助材料」の生産部門としても無視できないので、『窮極的市場構成』において消費支出依存度のきわめて高い部門のうち右のような「基本表」部門がふくまれているものをも掲げて検討することにした。

以上のごとく、「消費手段用原材料・補助材料」の生産を検討する場合、『窮極的市場構成』と直接的販路構成とを対比・検討することは、有効な手段といえるが、前稿㈡第一章第五節で指摘したごとく、『窮極的市場構成』の計算は「統合表」部門単位にしか行ないえないので、「統合表」のなかに種々の「基本表」部門が統合されている場合、とくに機能の全く異なる部門が統合されている場合には、各「基本表」部門の販路構成を、「基本表」、さらには『調整作業部門別産出表』によってくわしく検討することが不可欠である。こうした分析によって、種々の「基本表」部門を統合した「統合表」部門の「窮極的市場構成」の内容自体も、正しく把えられることとなろう。

Ⅱ—9表　「消費手段用原材料・補助材料生産部門」検出のための表（その1）

「統合表」部門	中間需要 A額 %	消費支出 A額 % (消費による誘発総額 B額 %)	「基本表」部門	中間需要 A額 %	消費支出 A額 %	中間需要 実額 (100万円)
工芸作物	105.1	△5.1 (80.3)	工芸作物（繊維用を除く）	99.0	1.0	158,701
			繊維用工芸作物	110.6	△10.6	194,416
化学繊維紡績	99.7	0.3 (85.5)	スフ紡	100.0	0	54,116
			合成繊維紡	99.4	0.5	78,484
化学繊維原料	99.9	0.1 (84.2)	化学繊維原料	100.0	0	106,253
			合成繊維原料	99.9	0.1	142,332
繊維用畜産	100.2	0.1 (83.8)	同左			101,295
天然繊維紡績	97.8	2.2 (85.7)	製糸	99.4	0.6	64,710
			綿紡	99.4	0.6	228,856
			毛紡	94.3	5.7	136,463
			麻紡	100.0	0	13,677
一般作物	82.1	17.2 (98.5)	米麦	99.9	0.1	1,139,011
			その他の耕種作物（注1）	50.2	49.8	194,259
			果樹（注2）	15.6	74.9	18,804
基礎化学薬品	99.7	0 (70.6)	無機基礎化学薬品	100.0	0	148,213
			有機基礎化学薬品	100.0	0	212,310
			合成染料	99.3	0.5	23,623
			爆薬	86.5	0	12,813
			合成樹脂	100.0	—	109,076
			化学肥料	100.0	0	148,755
			その他の基礎薬品	100.0	0	133,100
その他の畜産・養蚕	70.9	27.2 (95.3)	家畜・家禽（繊維用を除く）	63.1	34.6	185,792
			養蚕	99.8	0.2	54,182
			農業サービス	100.0	0	25,881
その他の化学製品	68.1	31.1 (78.5)	動植物油脂	100.0	0	54,956
			塗料	97.8	1.8	93,674
			その他の化学薬品（注3）	62.1	37.8	125,185
			医薬品（注4）	48.3	49.5	83,702

本表作製上の注意は，すべて前稿(一)第一章第五節を参照されたい。

なお本表作製の基礎となっているのは，前稿(一)の第Ⅱ—1表である。

注1.「その他の耕種作物」は，前稿第二章第一節で「準消費手段生産部門」と規定した。前稿(一)を参照。以下同様。

注2.「果樹」は，「消費手段生産部門」と規定した。

注3.「その他の化学薬品」は「準消費手段生産部門」と規定した。この部門の$\frac{\text{消費支出}}{\text{A額}}$については，考慮すべき点があるので注意を要する。前稿(一)を参照。

注4.「医薬品」は「消費手段生産部門」と規定した。この部門の$\frac{\text{消費支出}}{\text{A額}}$については，考慮を要するので前稿(一)を参照されたい。

Ⅱ—10表　「消費手段用原材料・補助材料生産部門」検出のための表（その2）

「統合表」部門	中間需要 A額 %	消費支出 A額 % (消費支出による誘発総額 B額 %)	「基本表」部門	中間需要 A額 %	消費支出 A額 %	中間需要 実額 (100万円)	
その他の食料品	32.3	67.7 (99.1)	配合飼料	100.0	0	78,646	
			砂糖	79.7	20.3	210,359	
			野菜果実加工	4.8	95.2	16,660	消費手段生産部門
			パン・菓子	0.8	99.2	2,912	消費手段生産部門
			その他の食料品	24.7	75.3	114,274	消費手段生産部門
繊維・その他の繊維製品	54.8	44.9 (86.0)	染色整理	100.0	0	143,053	
			合成繊維織物	71.9	28.1	78,484	
			麻織物	92.7	3.0	6,500	
			ロープ・漁網	100.0	0	21,253	
			その他の繊維製品	65.2	32.2	64,691	
			メリヤス製品	4.6	95.4	4,876	消費手段生産部門
			絹・人絹織物	41.4	58.5	54,302	準消費手段生産部門
			綿・スフ織物	57.3	42.6	145,710	準消費手段生産部門
			毛織物	37.6	62.2	74,701	準消費手段生産部門
屠殺・肉・酪農品	24.0	76.0 (98.3)	屠殺	38.9	61.1	51,168	準消費手段生産部門
			肉製品	10.5	89.5	4,854	消費手段生産部門
			酪農品	13.2	86.7	16,660	消費手段生産部門
漁業	49.7	50.3 (96.1)	海面漁業	51.9	48.1	145,936	準消費手段生産部門
			捕鯨業	45.0	55.0	7,157	準消費手段生産部門
			内水面漁業	8.6	91.4	1,120	消費手段生産部門

本表の注意は，Ⅱ—9表を参照。

それゆえ、本節では、これらの検討を綜合的に行なっていかねばならない。

なお、ある部門の販路構成の検討によって、その部門の産出物のうち、「消費手段用原材料・補助材料」として機能する部分を推定する場合、それが販売されていく生産部門の機能に準じて、販売されていった原材料・補助材料の機能を推定するという方法をとった。たとえば、ある部門の産出物が、A額のうち九〇%が消費手段として直接消費される「消費手段生産部門」と、A額のうち六〇%が直接消費され二五%が消費手段用原材料として機能する「準消費手段生産部門」に販売される場合には、前者に販売されたものの九〇%、後者に販売されたものの計八五%が、「消費手段用原材料・補助材料」として機能すると推定した。これらの推定の基準とする比率は、す

べて前稿㈠第二章、第二節および本稿第二節で行なった検討結果を利用した。

また、「消費手段生産部門」、「消費手段用原材料・補助材料生産部門」等の分類は、「基本表」部門を単位として行なっているが、原材料の機能の検討においては、かなり多くの場合、ある部門の産出物の販路を『調整作業表』部門ごとにおさえ、それぞれの機能を検討することにした。

ある「基本表」部門へ販売された場合、その「基本表」部門が全体として明らかに、「消費手段生産部門」、あるいは「消費手段用原材料生産部門」である場合には、そこへ販売された原材料の機能の検討は容易である。

しかしながら、一つの「基本表」部門に、いくつかの異なる性格の『調整作業表』部門がふくまれている場合——たとえば「ゴム製品」(基)のなかに、ほとんどが直接消費される『ゴム製履物』と、直接消費のほとんどないタイヤ・チューブやその他ゴム製品からなる『ゴム製品』とが統合されている場合には、「ゴム製品」(基)へ販売されたものが、『ゴム製履物』へ販売されたのか、『ゴム製品』へ販売されたのかを見ることは、原材料・補助材料の機能の検討にとって不可欠である。

こうした場合には、ある部門の販路を、『調整作業表』部門についてみて、『調整作業表』部門ごとに、A額のうちの消費手段の比率、あるいは消費手段用原材料の比率をもとめ、それらの比率に応じて、その部門に販売された原材料・補助材料が消費手段用原材料・補助材料として機能する比率をもとめなければならない。

本論では、これら推定のくわしい内容は紙数の関係上書けなかったが、推計の原則は以上のとおりである。

かかる方法は、当節以降——とくに第四節の「労働手段用および広義の『固定資本』関係の原材料・補助材料生産部門」の検出においても、同じく用いた。

なお、本節では、関連ある「消費手段用原材料・補助材料生産部門」をまとめて検討する方が好ましいので、便宜上、繊維関係、化学関係、食料品関係等にわけて考察する。そして、全体に共通する基準にしたがい、各生産部門のA額の約七〇%以上が消費手段原材料・補助材料として機能するものを、「消費手段用原材料・補助材料生産部門」と規定し、消費手段原材料・補助材料の生産が主であるが、その比率が約五〇~七〇%のものを「準消費手段用原材料・補助材料生産部門」とする。

また、原材料生産部門では、A額のうち自部門内販売がかなりの比率をしめるものがあるので、この場合には、販路の検討は、A額より自部門内販売を控除した額(「A額—自部門内販売」と略す)について販路の比率を検討することにした。

本稿では、以上のような方法をとる関係上、「統合表」部門、「基本表」部門、『調整作業表』部門は「——」(基)、『調整作業表』部門は『——』として区別し、とくに「基本表」部門とまぎらわしい「統合表」部門についてのみ「——」(統)とすることにした。

(1) 繊維関係の「消費手段用原材料・補助材料生産部門」の検出

(イ)

まず第II,9表の繊維関係の「統合表」部門——「化学繊維原料」、「繊維用畜産」、「天然繊維紡績」、「化学繊維紡績」について、B額基準の「窮極的市場構成」のくわしい内容を検討すると、これら諸部門の「窮極的市場構成」の内容がきわめて類似していること、またそれらが第II,10表の「織物・その他の繊維製品」の「窮極的市場構成」の内容ともほとんど同じであることが注目される。(第II,11表参照) 繊維関係の原材料生産部門の産出物は、迂回的生産のどこに位置するものであるにせよ、加工段階を経て、結局は、そのほとんどの部分が、各種の織物、メリヤス製品、その他の繊維製品となったうえで、直接消費されたり、あるいはさらに、既製服等の衣服身廻品、その他に加工されて、最終市場に登場していくのである。したがって、各種すべての「織物」(基)や「メリヤス製品」(基)等の繊維製品を統合した「織物・その他の繊維製品」(統)部門の「窮極的市場構成」の内容が、繊維関係の各種の原材料生産部門の「窮極的市場構成」を近似的にしめすということになるのである。

それゆえ、「織物・その他の繊維製品」の「窮極的市場構成」の内容を検討することは、織物関係の各種原材料、補助材料生産部門の機能を明らかにするための重要な手がかりとなる。

しかしながら、「統合表」の「織物・その他の繊維製品」部門は、各種の「織物」（基）、「メリヤス製品」（基）、「染色整理」（基）、「ロープ・漁網」（基）、「その他の繊維製品」（基）を統合した巨大な部門であるので、その「窮極的市場構成」の内容を正確に把握するには、各「基本表」部門の機能をそれぞれくわしく検討することが不可欠である。（前稿㈠では、「メリヤス製品」（基）を「消費手段生産部門」、「毛織物」（基）「絹・人絹織物」（基）、「綿・スフ織物」（基）を「準消費手段生産部門」と規定していたが、「準消費手段生産部門」である各「織物」においても、直接消費される比率が四三～六三%程度であって、その他は多様な形で他の諸部門へ販売・加工されるので、そのうち「消費手段用原材料・補助材料」として機能する部分の確定もあらためてする必要があろう。）

(二)

まず、「織物・その他の繊維製品」のうちの「メリヤス製品」（基）は、A額一〇六、五六七（百万円）のうち九五・四%が直接消費されるほぼ完全な「消費手段生産部門」である。（前稿㈠，2 Ⅱ，表参照）

つぎに、各種の「織物」（基）をみる。

この場合、「織物」の販路はきわめて多様であるが、すでに「序」でのべたような方法で、「織物」（基）が販売されていく部門のA額のうち、消費手段および消費手段用原材料・補助材料として機能する比率に準じて、それぞれの部門へ販売される「織物」のうち、「消費手段用原材料・補助材料」として機能すると思われる部分を一々推計する。また「織物」については、その販路の多様性を反映して、「中間需要」のうち「分類不明」の比率がかなりあるので、A額より「分類不明」額を控除して、比率を推計することにした。このため、前稿㈠の第Ⅱ，6表の比率と若干の違いが生じている。

まず、「絹・人絹織物」（基）は、「A額―分類不明額」のうち、六三・九%が直接消費される。この他、「衣服・身廻品」（基＝調）へ一四・四%販売されるのをはじめ、『民生用繊維製既製品』へ一・三%……等、各部門へ販売されるうち、「消費手段用原材料・補助材料」として機能すると思われるものを推計すると、計約一五・五%、一八、五三一（百万円）となる。したがって、合計約七九・四%が、消費手段および「消費手段用原材料・補助材料」として機能するといえる。

ただし、前稿㈠でも指摘したごとく、「絹・人絹織物」（基）のなかの、『絹織物』と『人絹織物』とではかなり機能が異なるので、その点注意する必要がある。

『絹織物』では、直接消費されるものが八七・一%にものぼり、その他「衣服・身廻品」（基＝調）を中心に販売され、「消費手段用原材料・補助材料」として機能するものが六・二%ある。したがって、計九三・三%もが、消費手段および「消費手段用原材料・補助材料」として機能する。

これに反し、『人絹織物』では、直接消費されるのは、三〇・六%にすぎない。この他、「衣服・身廻品」（基＝調）を中心に販売され、「消費手段用原材料・補助材料」として機能する部分が三〇・〇%あるが、両者の合計は、六〇・六%にすぎない。『人絹織物』では、二七・五%にあたる一三、五二三（百万円）が、タイヤ・コードを中心として、タイヤ・チューブその他の『ゴム製品』へ販売されるのが注目される。

「綿・スフ織物」（基）は、直接消費されるものの比率（右の計算と同じ――以下同様）は、四九・九%である。この他、「衣服・身廻品」（基＝調）へ一九・一%、『民生用繊維製既製品』へ四・一%、『ゴム製履物』へ三・五%……等、多くの部門へ販売されていくうち、「消費手段用原材料・補助材料」として機能すると推定されるものは、計約二九・九%、六五、〇三〇（百万円）である。それゆえ、合計七九・八%が、消費手段および「消費手段用原材料・補助材料」として機能するといえる。

なお、『綿織物』は、直接消費されるものが、五〇・六%、「消費手段用原材料・補助材料」として機能するものが三〇・七%であり、計八一・三%が、消費手段および「消費手段用原材料・補助材料」として機能する。『スフ織物』は、直接消費されるのが五七・七%、「消費手段用原材料・補助材料」として機能するものが一六・八%、両者の合計は七四・五%である。

『細幅織物』はきわめて小さい部門にすぎないが、直接消費されるのはわずか九・五%であり、畳のへりとして、住宅の建築・補修に入ったり、「衣服・身廻品」（基＝調）へ販売されて、「消費手段用原材料・補助材料」として機能するものが七六・三%ある。

「毛織物」（基）は、直接消費されるものの比率は六六・七%であり、「衣服・身廻品」（基＝調）へ二〇・四%販売されるのを中心に他部門へ販売されるもののうち「消費手段用原材料・補助材料」として機能すると推定されるのは、計約一七・六%、三二、六二九（百万円）である。両者の合計は八四・三%である。

つぎに「合成繊維織物」（基）は、直接消費される比率が二八・八%にすぎず、「準消費手段生産部門」にもならない部門であったが、その他「衣服・身廻品」（基＝調）へ五二・三%販売されるのを中心として、『民生用繊維製既製品』へ四・五%、『その他の繊維製既製品』へ四・二%……等、他部門へ販売されるもののうち、「消費手段用原材料・補助材料」として機能すると推定される部分を合計すると、計約五〇・九%、三二、三八〇（百万円）である。したがって合計七九・七%が「消費手段用原材料・補助材料」および消費手段として機能することになる。

「合成繊維織物」（基）は、三五年現在、各種の「織物」全体のうち、「総供給額」において九・三%、A額において一〇・〇%しかしめていないが、将来の発展を予想される新しい部門である。ここにおいて、直接消費される比重が非常に低いことは、「織物」の加工の発展を顕著にしめすものとして、充分注目に価する。

最後に、「麻織物」（基）は、直接消費される比率はわずか三・一%にすぎない。その他は、『その他の繊維製既製品』（主として袋類）へ五三・二%販売される他、『民生用繊維製既製品』へ四・五%、『その他の繊維雑品』、「衣服・身廻品」（基＝調）等へ販売されるが、これらのうち「消費手段用原材料・補助材料」として機能するものが五九・九%、四、〇四六（百万円）である。それゆえ、全体として六三・〇%が「消費手段用原材料・補助材料」および消費手段として機能するといえる。

以上、各種の「織物」の検討の結果、「麻織物」（基）をのぞくと、各種「織物」は、大体八〇%弱が、消費手段および「消費手段原材料・補助材料」として機能しているといえよう。

なお、「染色整理」（基）は、A額一四三、〇五三（百万円）にものぼるが、その約九五%もの部分は、各種の「織物」（基）へ入り、四・六%は「メリヤス製品」（基）へ入って、それらの補助材料として機能するのであるから、「染色整理」（基）の約八一%位は、「消費手段用補助材料」として機能していると推計される。

この他、「統合表」の「織物・その他の繊維製品」のなかの「その他の繊維製品」（基）は、『わら加工品』、『い製品』（畳）、『製綿・じゅうたん』、『その他の繊維雑品』からなる多様な内容をもった部門であるが、直接消費されるのは、三四・二%、三一、九八〇（百万円）、「消費手段用原材料・補助材料」として機能する部分が五八・〇%、五四、二二五（百万円）で、両者の合計は九二・二%である。

『わら加工品』は、たわら、むしろ、肥料等として「米麦」へ五一・四%販売されるのを中心に、各種の農業、漁業において消費手段用補助材料として用いられる。また、畳床として、住宅の建築・補修へ一五・三%販売される。『い製品』は、畳として、そのほとんどが、住宅の建築・補修へ入るか、あるいは直接消費される。『製綿・じゅうたん』は、八四・二%が直接消費され、『民生用繊維製既製品』（主として寝具）へ八・四%販売される。『その他の繊維雑品』は、内容が多様であるが、「メリヤス製品」（基）、「衣服・身廻品」（基＝調）や住宅の建築・補修等、消費関係の生産部門へ六四・五%入っていく。

最後にいま一つ、「統合表」の「織物・その他の繊維製品」のなかの「ロープ・漁網」（基）をみると、六八・八%が各種の「漁業」（統）へ販売されるほか、『鋼船』、『木船』、『船舶修理』（いずれも主として漁船）へ二・〇%販売される。したがって、約七〇・八%は、漁業の労働手段として機能するものというべきであろう。

×　　×

以上の検討を通じて、第Ⅱ,10表の「織物・その他の繊維製品」についていえば、前稿(二)で「消費手段生産部門」、「準消費手

段生産部門」と規定されなかった「基本表」部門のうち、「染色整理」が「消費手段用原材料・補助材料生産部門」と規定することができよう。また、「麻織物」、「その他の繊維製品」、「合成繊維織物」は、「消費手段用原材料・補助材料」として機能するのが五〇～六〇%であるので「準消費手段用原材料・補助材料生産部門」として規定することができよう。

(三)

さて、以上において、「織物・その他の繊維製品」のなかの各「基本表」部門についてその機能を検討してきたが、このことは、「織物・その他の繊維製品」の「窮極的市場構成」の内容に反映されている。（第II,11表参照）すなわち、「窮極的市場構成」の内容をみると、第II,11表のごとく、五九・二五%が、自部門である「織物その他の繊維製品」に対する消費支出によって誘発されているが、これは、「メリヤス製品」（基）、各種の「織物」（基）等のうち直接消費される部分とそれによって誘発される部分である。

また、一二・四七%が、「身廻品」（統）に対する消費支出によって誘発されているが、これは、各種の「織物」（基）その他が、「身廻品」のなかの「衣服・身廻品」（基＝調）、『民生用繊維製品』、『その他の繊維製品』のうち、消費されるものによって誘発されていることを意味している。

以上、両者をあわせた七一・七二%が、ほぼ消費手段としての繊維品そのものによって誘発された部分、いいかえれば、「織物・その他の繊維製品」が、直接に、あるいは窮極的に、繊維品そのものとして消費されていく部分である。（このなかには、若干ではあるが、「織物・その他の繊維製品」、「身廻品」の諸生産部門で用いられる事務用品、事務服・作業服によって誘発されるもの、したがって、消費手段用原材料・補助材料として誘発されるとはいいがたいものもふくまれている点注意する必要がある。このことは、「窮極的市場構成」の性格上の限界であって、今後の分析にも共通して注意する必要がある。）

Ⅱ—11表　繊維関係の生産諸部門の「窮極的市場構成」（B額基準）　(%)

	織物・その他の繊維製品			天然繊維紡績			化学繊維紡績		
	消費支出	固定資本形成	合計	消費支出	固定資本形成	合計	消費支出	固定資本形成	合計
漁業	1.01	0	1.01	1.02	0	1.02	1.00	0	1.00
精穀・製粉	1.49	0	1.49	1.42	0	1.42	1.49	0	1.49
その他の食料品	1.34	0	1.34	1.33	0	1.33	1.44	0	1.44
天然繊維紡績	0.01	0	0.01	3.27	0	3.27	0.01	0	0.01
織物・その他の繊維製品	59.25	0.33	59.71	55.07	0.31	55.49	57.44	0.32	57.89
身廻品	12.47	0	12.75	12.99	0	13.27	12.77	0	13.05
一般機械	0.09	1.42	1.53	0.10	1.50	1.61	0.11	1.62	1.73
電気機械	0.33	0.92	1.26	0.44	1.22	1.68	0.35	0.97	1.33
輸送機械	0.25	2.07	2.47	0.25	2.07	2.47	0.25	2.14	2.55
建築(補修を含む)	0	5.42	5.45	0	5.27	5.30	0	5.50	5.52
土木	0	2.11	2.11	0	2.21	2.21	0	2.28	2.28
商業	1.48	0.19	1.69	1.44	0.19	1.64	1.49	0.20	1.70
運輸(倉庫を含む)	0.92	0.03	1.02	0.92	0.03	1.02	0.99	0.03	1.09
公共サービス	0.53	0	1.09	0.54	0	1.10	0.56	0	1.14
その他サービス	1.35	0	1.37	1.35	0	1.38	1.41	0	1.43
以上小計	80.52	12.49	94.30	80.14	12.80	94.21	79.31	13.06	93.65
合計	86.04	12.64	100.00	85.69	12.98	100.00	85.46	13.18	100.00

備考　1.　本表の作製および理解のうえの注意点はすべて前稿(二)第一章第五節にのべてあるので参照されたい。

2.　主要内容をみるため，合計が1% 以上のもののみを選んで掲げ，1% 未満の部門は省略した。このため，縦欄の以上小計と，合計とが若干異なっている。この差は1% 未満の部門の省略したものの計である。

3.　なお，「一般政府消費支出」による誘発は，これらの部門では僅少のため省略した。横行の「消費支出」と「固定資本形成」による誘発の小計が，合計と一致しない部分は，「一般政府消費支出」による誘発である。

このほか、「精穀・製粉」、「その他の食料品」に対する消費支出によって二・八三%誘発されているが、これは、これらの生産部門の消費手段の生産によって、『わら加工品』や、『その他の繊維製既製品』（袋、紐）の原材料・補助材料（「麻織物」（基）等）が誘発されることを意味する。これらは、内容的にみて、「織物・その他の繊維製品」が、直接に・あるいは窮極的に、消費手段用補助材料として機能する部分である。なお、同様の形で、食料品の生産部門に対する消費支出によって誘発されるもののについて、第II,11表で省略した部門の分を合計すると約一、〇

七%ある。

また、〇・六七%という低率ではあるが、各種の機械に対する消費支出による誘発があるのは、耐久的消費手段として用いられる「民生用機械」(基)、「民生用電気機器」(基)、自転車、自動車等の付属部品、タイヤ・コード、等による誘発であって、これらは耐久消費手段用原材料・補助材料として機能する部分といえる。

他方、「固定資本形成」になる「建築」によって、五・四二%誘発されているが、このなかには住宅の建築によって誘発されるものもふくまれている点を注意しなければならない。これらは主として、すでにみた『い製品』(畳)、『わら加工品』(畳床)および『細幅織物』(畳のへり、前稿(二)第6,II表参照)に対する誘発であり、これに建築用資材・付属品となる各種「織物」に対する誘発が加わるのであるから、「建築」による誘発のうち、住宅建築による誘発の方が非住宅建築によるものよりかなり多いことが推測される。

一応、「住宅新建築」(基)と「非住宅新建築」(基)とに入っていく「織物・その他の繊維製品」をみると、全体の七七・五%が、「住宅新建築」(基)へ、二二・五%が「非住宅新建築」(基)へ入っていっている。「建築」による誘発には、直接の誘発のみではなく、間接的な誘発もふくまれているが、「織物・その他の繊維製品」については右の内容からみて、直接誘発されるものが主であり、したがって、この住宅、非住宅の比率は間接誘発をふくめてもあまり変化しないであろうと思われる。

なお、第11,II表には省略されているが、「不動産業」に対する消費支出による誘発、〇・三四%は、主として、右のような内容をもった、住宅の補修部分による誘発と考えられる。

それゆえ、「建築」による誘発の約四・二%、「不動産業」による誘発〇・三四%、計四・五%は、耐久消費手段である住宅の建設・補修による誘発であり、これは、「織物・その他の繊維製品」が耐久「消費手段用原材料・補助材料」として機能するものとして考えるべきであろう。

以上の部分を総計すると、「織物・その他の繊維製品」のうち、約七一・七二%が、直接に、あるいは窮極的に、消費手段としての繊維品そのものとして消費されていくこと、約九・〇七%が、各種の形で、繊維品以外の消費手段のための原材料・補助材料として機能していること、したがって約八〇・八%が、消費関係の生産であることが明らかであろう。

×　×

他方、「商業」、「公共サービス」、「その他のサービス」に対する消費支出によって、三・三六%誘発されるが、これはサービス諸部門の店内装飾品、事務服、広告・宣伝用繊維品、旅館等で用いる衣料品による誘発である。これらは、サービス諸部門の性格によってもかなり異なるが、以上でみたような、消費者によって直接消費される消費手段によって直接・間接誘発されるものとは区別すべきものと思われる。

たとえば、「綿・スフ織物」(基)の六・四%、「絹・人絹織物」(基)の六・五%が『事務用品』へ販売される。『事務用品』は『調整作業表』における仮設部門で、各種の事務用品、事務服等をふくみ、「基本表」では、各部門へふりあてられているが、繊維関係では「商業」、「サービス業」へいく部分が多い。なお「衣服・身廻品」(基)では、一二・九%が『事務用品』部門(主として事務服)へ入るほか、「医療」(基=調)「映画」等のサービス部門へも入っていく。

『事務用品』のうち消費手段の生産部門にわりあてられたものは、消費支出による誘発という形をとる点はすでに注意したところである。

また、「漁業」に対する消費支出による誘発は、主として、「ロープ・漁網」(基)に対する誘発であり、これはすでにのべたように、消費手段生産のための労働手段として機能するものとみるべきものである。

この他、「繊物・その他の繊維製品」が「固定資本形成」によって誘発されるのは、計一二・六四%——住宅用建築による誘発と推計される分をひくと約八・四四%ある。このうちの、「輸送機械」による二・〇七%は、前稿(二)五四~五頁でも注意したタイヤ・コードや、車のシート等による誘発であり、「一般機械」、「電機機械」による誘発は、機械の付属品、覆

い、布ひきゴム製品等による誘発である。

たとえば、「絹・人絹織物」(基)のうちの『人絹織物』では、二七・五%、一三、五二三(百万円)、「綿・スフ織物」(基)では、三・九%、八、五〇〇(百万円)、「合成繊維織物」(基)では六・〇%、三・八二二(百万円)が、タイヤ、その他の『ゴム製品』へ販売される。前稿(二)でも指摘したごとく、織物が、タイヤ・コードの原料として機能することは、先進資本主義国では、より重要な問題であり、わが国でも将来における輸送機械の発展と考えあわせると、注目に価するものといわねばならない。この他、少額ずつではあるが、各種「織物」が、直接、各種の機械へ販売されている。

(四)

さて、以上で検討した「織物・その他の繊維製品」の「窮極的市場構成」の内容は、第II,11表で明らかなごとく、「天然繊維紡績」(統)、「化学繊維紡績」(統)の「窮極的市場構成」の内容とほとんど類似している。

ただ「天然繊維紡績」〔「製糸」(基)、「綿紡」(基)、「毛紡」(基)、「麻紡」(基)〕では、三・二七%が自部門に対する消費支出によって誘発されること――いいかえれば、絹糸、綿糸、毛糸等に対する消費支出によって誘発されることが異なっている。

しかしながら、全体としてみると、純粋に繊維品として消費されるものによって誘発されるものの比率も、その他の消費手段によって誘発されるものの比率も、大体、「織物・その他の繊維製品」の場合とほぼ同じであるといえよう。

ただし、これらのうちの「基本表」部門単位にくわしくみると、『絹織物』が消費手段および「消費手段用原材料」として機能するものが九三・三%であり、「麻織物」(基)では六三・〇%であるというような相違を反映して、消費手段および「消費手段用原材料」として機能する部分の比率を推計すると、「製糸」(基)九一・五%、「綿紡」(基)八二・二%、「毛紡」(基)八七・〇%、「麻紡」(基)六〇・六%、「スフ紡」(基)七五・三%、「合成繊維紡」(基)八一・三%と、相違がある。

以上の諸生産部門に共通する「窮極的市場構成」の内容は、各種の「紡績」の原材料である「繊維用畜産」(統)についても大体共通している(表は省略)。

「繊維用畜産」(統)は、ごく少部分が屠殺され消費される点をのぞけば、第II,11表の「窮極的市場構成」と類似している。

また、「化学繊維原料」(統)の「窮極的市場構成」は、第II,11表の「窮極的市場構成」と大きな差はないが、「織物・その他の繊維製品」に対する消費支出によって誘発される部分は、五四・二八%、「身廻品」に対する消費支出によって誘発される比率が一二・三三%と若干低いのに反し、「固定資本形成」によって誘発される比率の合計二・六七%、「一般機械」によって誘発される比率の合計一・八八%と、若干上廻っている。

「化学繊維原料」(統)は、「基本表」の「化学繊維原料」(『人絹糸』と『スフ』)および「合成繊維原料」(『ナイロン』、『ビニロン』、『エステル』、『繊維原料用合成樹脂』等)とを統合した部門である。そして「化学繊維原料」(基)のうちの『人絹糸』の八二・二%が入っていく『人絹織物』が、先にみたように、タイヤ・チューブその他の『ゴム製品』へ二七・五%販売され、「消費手段用原材料」・および消費手段として機能する部分六〇・六%という部門である。また、『スフ』が主として入っていく「スフ紡」(基)――『スフ織物』も、「消費手段用原材料」・消費手段として機能する部分が、相対的に若干低い部門である。他方「合成繊維原料」(基)は、その内容が多様であるが、推計すると、「消費手段用原材料」として機能する部分は、計七三・八%である。

くわしく計算すると、『人絹糸』のうち、「消費手段用原材料・補助材料」として機能すると推定されるものは約六〇・〇%、『スフ』は約七七・五%、『人絹糸』と『スフ』を統合した「化学繊維原料」(基)では、約六九・二%である。

つぎに、第II,9表のなかで、「基本表」部門単位でみると、「養蚕」および「繊維用工芸作物」(棉花、麻などの織物原料作物、および、「い」等の敷物原料作物)も、もし、統計上当該部門のみの「窮極的市場構成」がもとめられうるとすれば、以上でみてきた「天然繊維紡績」(統)等の諸生産部門の「窮極的市場構成」の内容と類似するものであろうことが推測される。

以上の検討の結果、繊維関係の各種の原材料生産部門は、「繊物・その他の繊維製品」の「窮極的市場構成」について検討した比率とほぼ同様の比率で、種々の原材料としての機能を果すものといって良いであろう。すなわち、生産部門によって若干の差があるとはいえ、大体、七〇%強が、「メリヤス製品」(基)、各種の「繊物」(基)、「衣服・身廻品」(基)、消費用糸、種々の民生用繊維製品等、消費手段としての繊維製品の原材料・補助材料として機能すること、この他約一〇%が消費手段である食料品、住宅、各種の耐久消費手段の原材料・補助材料として機能すること、したがって計八〇%強が「消費手段用原材料・補助材料」として機能するということができる。

したがって、「基本表」部門単位でみても、「消費手段用原材料・補助材料生産部門」として規定できる部門は、「製糸」、「綿紡」、「毛紡」、「スフ紡」、「合成繊維紡」、「繊維用畜産」、「合成繊維原料」、「養蚕」、「繊維用工芸作物」と、繊維関係の大部分の生産部門をしめている。ただし、「麻紡」(基)は、「消費手段用原材料・補助材料」として機能する比率が六〇・六%であるし、「化学繊維原料」(基)は、消費手段原材料・補助材料として機能する比率が六九・二%であり、このなかには、とくにその比率が低い『人絹糸』があるので、これら両部門は、「準消費手段用原材料・補助材料生産部門」と規定する。

(2) 化学関係の「消費手段用原材料・補助材料生産部門」の検出

(一)

化学関係では、第II,9表に「統合表」の「基礎化学薬品」と「その他の化学製品」とがあがっているが、これらの部門には性格のかなり異なる多くの「基本表」部門が統合されているばかりではなく、「基本表」部門自体のなかにもまた種々の部門がふくまれているため、再生産上の機能の分析はきわめて困難である。しかもこれらの化学関係の諸部門の産出物は、一部のものをのぞいて、きわめて多様な形で諸生産部門に販売され、種々異なる機能を果すので、分析は一層の困難を加えている。このことは、「基礎化学薬品」と「その他の化学製品」の「窮極的市場構成」の内容の複雑性からも容易に理解できよう。(第II,12表、II,13表参照)

しかしながら、化学諸部門は、近代化学の発展にともない、きわめて広汎な分野にわたってその利用範囲を拡大しつつ、顕著な発展をしめしているとともに、将来さらに一層の変化・発展が予想される重要な部門であるので、これらが再生産構造上においていかなる位置をしめ、いかなる機能をはたしているかということを検討することは、きわめて重要な意味をもっているといわねばならない。とくに、前稿(一)の「はしがき」で指摘したごとく、最近日本資本主義構造の分析において、「重化学工業」・「重化学工業化」という範疇が非常に安易に用いられているだけに、化学部門の再生産上の機能の検討は、かかる範疇に対する批判・検討のうえからいっても必要不可欠である。

「基礎化学薬品」と「その他の化学製品」の「窮極的市場構成」をみても、第II,12,13表のごとく、窮極的に消費支出に依存する比率が、計七〇・六三%、七八・五三%という高さをしめしているのがまず注目されるが、このことだけからも、「重化学工業」範疇の批判・検討の必要性が明らかであろう。

それゆえ、「基礎化学薬品」、「その他の化学製品」については、一応、「統合表」部門の「窮極的市場構成」のくわしい内容をしめす表を掲げたうえで、これらの「統合表」部門には、種々様々の「基本表」部門、さらには多くの『調整作業表』部門が統合されているので、「基本表」部門ごとに、できるだけくわしくその機能を検討することにする。かかる検討を通

じて、「窮極的市場構成」の複雑なる内容も理解されることとなろう。

(ロ)

まず、「統合表」の「基礎化学薬品」についてみると、ここには「基本表」部門の「無機基礎化学薬品」(↑総供給額)一四九、六一六百万円)、「有機基礎化学薬品」(二二一、二〇六百万円)、「合成染料」(二六、七〇八百万円)、「爆薬」(一五、五九五百万円)、「合成樹脂」(一一四、三一五百万円)、「化学肥料」(一七五、一六九百万円)、「その他の基礎薬品」(一四二、一〇一百万円)――と、「総供給額」が非常に多額であるいくつかの部門がふくまれている。これらの部門のA額は、すべて、「中間需要」となるものである。(A額については II,1表参照)

これらのうち、明白に「消費手段用原材料・補助材料生産部門」と規定しうるのは、「化学肥料」(基)と、「合成染料」(基)とである。

II―12表　「基礎化学薬品」(統)部門の「窮極的市場構成」

(B額基準)　(%)

	消費支出	政府消費	固定資本形成	合計
一般作物	4.52	0	0.18	4.70
屠殺・肉・酪農品	1.71	0	0	1.71
精穀・製粉	13.56	0	0	13.56
その他の食料品	9.98	0	0	9.98
飲料	1.73	0	0	1.73
織物・その他の繊維製品	8.41	0.02	0.05	8.47
身廻品	2.32	0.05	0	2.37
印刷・出版	0.92	0.12	0	1.04
ゴム製品	1.10	0.01	0	1.11
その他の化学製品	6.18	0.16	0	6.35
一般機械	0.22	0.02	3.37	3.61
電気機械	1.22	0.05	3.38	4.65
輸送機械	0.46	0.28	3.88	4.62
その他の製造業	5.44	0.08	0.28	5.80
建築(補修を含む)	0	0.03	8.06	8.10
土木	0	0	6.00	6.00
商業	1.28	0.01	0.17	1.46
運輸(倉庫を含む)	0.95	0.07	0.03	1.04
公共サービス	2.05	2.12	0	4.18
その他のサービス	3.02	0.05	0	3.08
以上小計	65.07	3.07	25.40	93.56
合計	70.63	3.71	25.66	100.00

備考　1.　本表については、II―11表の備考(1)(2)を参照。

この「化学肥料」(基)と、後にみる「無機基礎化学薬品」(基)のうち「化学肥料」の原料となる三六・三%の部分とが、「基礎化学薬品」の「窮極的市場構成」において、「精穀・精粉」、「その他の食料品」、「一般作物」等に対する消費支出によって誘発される比率を高めているのである。(第II,12表参照)

そして、これらの誘発率の高さは、化学部門においてしめる比重が軽視できないものであることをしめしている。

「合成染料」(基)は、A額＝「中間需要」の九二・七%が、「染色整理」(基)へ販売されていくのであるから、そのほとんどが先にみた「染色整理」＝「消費手段用補助材料生産部門」の原材料生産であるといえる(三・九%は、「野菜果実加工」(基)を中心とした食料品関係の消費手段生産部門へ、着色剤として販売されていく)。

このことは、「基礎化学薬品」の「窮極的市場構成」において、「織物・その他の繊維製品」、「身廻品」に対する消費支出による誘発率が高いことの一因である。(第II,12表参照)

つぎに、「基礎化学薬品」(統)のうちの「無機基礎化学薬品」(基)と「有機基礎化学薬品」(基)とは、その販路はきわめて複雑・多様であって、推計も困難をきわめるが、両者とも、「消費手段用原材料・補助材料」として機能する部分が主であり、その比率は五〇―七〇%弱程度であるので、「準消費手段用原材料・補助材料生産部門」として規定することができよう。

「無機基礎化学薬品」(基)は、『アンモニヤ』、『硫酸』、『カーバイト』、各種の『ソーダ工業薬品』とからなる。このうち、『アンモニヤ』は、A額の八五・一%が『アンモニヤ系肥料』へ販売され、『硫酸』は、A額の五七・一%が各種の「化学肥料」(基)へ、一二・九%が「化学繊維原料」(基)へ、四・〇%が「合成繊維原料」(基)へ販売される。(『カーバイト』、各種の『ソーダ工業薬品』の販路はきわめて多様である。)

右の事情を反映して、「無機基礎化学薬品」(基)の「A額—自部門内販売」額のうち、三六・三%は右にみた「化学肥料」(基)へ販売され、ほとんどすべてが「消費手段用補助材料」として機能する。この他、「化学繊維原料」(基)へ九・一%、「合成繊維原料」(基)へ九・二%、「有機基礎化学薬品」(基)へ八・〇%、「合成樹脂」(基)へ七・八%販売されるほか、「パルプ」(基)、「ガラス製品」(基)、「その他の化学製品」(基)等きわめて多くの生産部門へ若干ずつ販売されていく。これらのうち、「消費手段用原材料・補助材料」として機能すると推定される部分を各生産部門へ販売された額についてそれぞれ推計し、合計すると、約三三・七%ある。以上を合計すると、「無機基礎化学薬品」(基)の七〇%弱が、「化学肥料」(基)と化学・合成繊維原料を中心に、種々多様な形での「消費手段用原材料・補助材料」として機能していることとなり、この意味で、「無機基礎化学薬品」(基)は、「準消費手段生産部門」と規定することができる。

この他の部分も、販路はきわめて多様であって、消費手段関係以外の原材料として、「その他の基礎薬品」(基)、「合成樹脂」(基)、「有機基礎化学薬品」(基)「ガラス製品」(基)、「非鉄金属」(基)……等きわめて多くの部門へ少額づつ販売されている。

「有機基礎化学薬品」(基)は、『タール製品(石油系を除く)』、『環式中間物(石油系を除く)』、『メタノール系誘導品』、『アセチレン系誘導品』、『発酵化学薬品(石油系を除く)』、『油脂加工製品』、『石油化学製品(石油系合成樹脂を除く)』という多様な内容の多くの部門からなりたっている。したがって、この「有機基礎化学薬品」(基)の販路もきわめて多様であり、「A額—自部門内販売」額のうち、『合成繊維原料』へ一八・五%販売されるのをはじめ、「合成染料」(基)、「染色整理」(基)等、繊維関係の原材料・補助材料の生産部門へ計二三・三%販売されていく。また「合成樹脂」(基)へ一五・一%、『石けん・界面活性剤』・『農薬』等の「その他の化学薬品」(基)へ一二・四%、『合成樹脂製品』へ七・〇%、「塗料」(基)へ六・三%、販売されるほか、「医薬品」(基)「その他の食料品」(基)をはじめ食料品関係の生産諸部門、『ゴム製履物』等へも若干ずつ販売されていく。これら多くの生産諸部門へ販売されていく部分について、それぞれ生産部門の機能に準じて、「消費手段用原材料・補助材料」として機能すると思われるものを推計して、合計すると、「有機基礎化学薬品」の約五七・九%となる。

それゆえ、「有機基礎化学薬品」(基)は、繊維関係の原材料・補助材料となるものをはじめ、非常に多様な形で、計五七・九%が「消費手段用原材料・補助材料」として機能しているといえるのであって、この意味で、「準消費手段用原材料・補助材料生産部門」として規定できよう。

なお、残りの部分も、その販路はきわめて多岐にわたり、消費関係以外の原材料・補助材料として「合成樹脂」(基)、「塗料」(基)、タイヤ・チューブその他の『ゴム製品』(『合成ゴム』)等をはじめ、きわめて多くの部門へ販売されていく。

なお、「有機基礎化学薬品」(基)の二三・三%が、「化学・合成繊維原料」(基)、「合成染料」(基)等の繊維関係の原材料・補助材料へ販売されていることは、すでにみた「合成染料」(基)そのものとともに、「基礎化学薬品」(統)の「窮極的市場構成」(第II,12表参照)において、「繊物・その他の繊維製品」、「身廻品」に対する消費支出によって計一〇・七%が誘発されることに反映されているのである。

最後に、「基礎化学薬品」（統）のうちの「合成樹脂」（基）と「その他の基礎薬品」（基）は、「消費手段用原材料・補助材料」として機能する比率が五〇％以下ではあるが、その実額は軽視できないものである。

「合成樹脂」（基）は、きわめて広汎な範囲で利用される近代化学原料であり、将来はこの原料の利用範囲も・利用量もさらに一層拡大すると予想されている重要な化学部門である。しかし、この「A額―自部門内販売」額の五五・九％が入っていく『合成樹脂製品』が、「産業連関表」では、種々雑多な部門である「その他の製造業」（統＝基）に統合されているため、「合成樹脂」関係の分析は多くの限界をともなわざるをえない。

『合成樹脂製品』は、「総供給額」一六三、六四七（百万円）、A額一四六、七三八（百万円）にものぼる部門であり、近代化学の発展にともなう各分野で利用範囲を拡大しつつある注目すべき部門であるにもかかわらず、「産業連関表」では、『玩具・運動用品』、『楽器』、『筆記具』、『身辺細貨品』等と一括して「その他の製造業」（統＝基）部門に統合されている。

これは「産業連関表」の部門分類上の大きな欠陥の一つである。

『調整作業表』によると、『合成樹脂製品』の販路はきわめて多様であるが、まず、消費手段として用いられる部分をもとめると、A額の一九・四％が、主として台所食卓用品として直接消費される。この他、住宅の建築・補修に約一〇・〇％、「民生用電気機器」（基）、「民生用機械」（基）へ計六・八％（うち約六五％が消費手段として用いられるとする。前稿(一)第二章、第一節参照。以下同様。）、「水産加工」（基）等食料品関係の「消費手段生産部門」へ五・三％（容器）、「米麦」（基）を中心に農業関係へ二・六％（フィルムシート）、「革製品」（基）、「衣服・身廻品」（基）、『ゴム製履物』、「家具」（基）の消費手段となる部分へ約五・五％、販売されていく。以上の合計に、この他少額のものを加えると、約五〇％が、直接消費されるか、あるいは、「消費手段用原材料・補助材料」として機能すると推定される。

なお、ついでながら、『合成樹脂製品』の残りの販路をみると、「重電機器」（基）へ九・五％、非住宅の建築・補修および「土木」（統）関係へ計八・六％、輸送機械・通信機械へ計五・九％、各種の「産業機械」（統）へ計二・九％……等、各種機械や建築・土木関係の部分品として多くの部門へ販売されている。

以上のごとき種々の分野における利用は、今後一層発展・拡張していくことが予想されるだけに、『合成樹脂製品』部門の分析を今後、より深めていく必要があろう。

以上の推計によると、「合成樹脂」（基）より『合成樹脂製品』へ販売されていくうち約半分、したがって「合成樹脂」（基）の「A額―自部門内販売」額の約二八％が、「消費手段用原材料・補助材料」として機能するといえよう。このほか、「合成樹脂」（基）より、『木製家具』、『合板』、「染色整理」（基）、「合成繊維原料」（基）、「塗料」（基）、「その他の製造業」（基）の『合成樹脂製品』以外のもの、「紙製品」（基）、「その他の化学薬品」（基）等へ販売されるうち、「消費手段用原材料・補助材料」として機能する部分を推計すると、「合成樹脂」（基）の約一九％となる。以上を合計すると、「合成樹脂」（基）の約四七％、実額五〇、六六〇（百万円）程度が非常に多様な形で「消費手段用原材料・補助材料」として機能しているということになる。

この他の部分も、種々の部門へ販売され、各種の機械の部品、非住宅の建築・補修等の原材料・補助材料として用いられる。『合成樹脂製品』へ販売される約半分（五〇頁参照）、「重電機器」（基）へ一・四％、「その他の軽電機器」（基）のうちの『電線』（ただし一部は消費関係）へ五・六％、消費関係以外の「塗料」（基）へ五・四％、『木製家具』、『合板』への販売のうち消費関係以外に用いられるもの……等である。

「基礎化学薬品」（統）のうちの「その他の基礎薬品」（基）も、各種の『無機薬品』、『高圧ガス』、『硝化綿・セルロイド』、『セロファン』等、種々のものをふくむ部門で、その販路もきわめて多様である。「A額―自部門内販売」額のうち、「その他の化学薬品」（基）へ販売される一一・一％をはじめ、「化学繊維原料」（基）四・六％、「その他の製造業」（基）三・九％、「染色整理」（基）三・二％、「紙」三・四％、「有機基礎化学薬品」（基）二・九％、「医薬品」（基）二・八％、あるいは食料品関係の諸部門への計六・〇％等、多様な諸部門へ販売されていくが、これらのうち、「消費手段用原材料・補助材料」として機能すると推定されるものを合計すると、約四四％となる。つまり「その他の基礎薬品」（基）では、約四四％、実額、約五二、〇〇〇（百万円）が多様な形で、「消費手段用原材料・補助材料」として機能しているといえる。

右にあげた部門以外では、タイヤ・チューブその他の『ゴム製品』へ八・〇％、「塗料」（基）へ七・二％、「鉄鋼一次製品」（統）の

諸部門へ計九・六%、「産業機械」(基)へ二・〇%等、きわめて多くの部門へ入っていく。もちろん、これらの部門へ入っていくもののうち消費手段用原材料として機能する部分もある。本文で推計した消費手段用原材料四四%という数字の中にはこれも含まれている。)

×

なお、以上の「合成樹脂」(基)、「その他の基礎薬品」(基)の多様な機能は、第II,12表でしめした「基礎化学薬品」の「窮極的市場構成」に反映されている。

×

すなわち、「その他の製造業」に対する消費支出による「基礎化学薬品」の誘発率の高さは、消費手段として用いられる『合成樹脂製品』その他によって、「合成樹脂」(基)をはじめ、「有機基礎化学薬品」(基)、「その他の化学薬品」(基)等が誘発されることを意味し、「その他の化学製品」に対する消費支出による誘発率の高さは、「その他の化学薬品」によって、「その他の基礎薬品」(基)、さらには有機・無機「基礎化学薬品」(基)が誘発されることを意味する。

(三)

他方、「基礎化学薬品」が「固定資本形成」によって計二五・七%誘発されるのは、各種の機械、建築、土木等によって、各種の機械部品、「塗料」(基)、建築・土木資材、タイヤ・チューブその他の『ゴム製品』、『ガラス製品』(基)等の原材料・補助材料としての「基礎化学薬品」が誘発されることを意味するが、その主なものは、「合成樹脂」(基)およびその原料となる有機・無機「基礎化学薬品」(基)と、「その他の基礎薬品」(基)およびその原料となる有機・無機「基礎化学薬品」(基)の誘発である。

なお、「建築」による誘発には、住宅による誘発——したがって消費支出による誘発が「固定資本形成」によるものとしてふくまれているのはすでに指摘したとおりである。

「統合表」の「その他の化学製品」は、「基本表」部門の「その他の化学薬品」(総供給額、二一五、七八一百万円)、「医薬品」(一八四、五三三百万円)、「動植物油脂」(九六、二八二百万円)、「塗料」(五七、六八八百万円)を統合した部門である。

前稿(二)第二章第一節において、このうち「医薬品」(基)は「消費手段生産部門」として規定し、「その他の化学薬品」(基)は、直接消費されるのは約五〇%弱であるが、消費実額の多いことから、「準消費手段生産部門」として規定した。

このため、「その他の化学製品」の「窮極的市場構成」をみると、第II,13表のごとく、自部門である「その他の化学製品」に対する消費支出によって誘発されるのが三六・九六%にものぼり、他方、「公共サービス」に対する消費支出および「一般政府消費支出」によって誘発される比率、「その他のサービス」に対する消費支出によって誘発される比率も高くなっている。——(「医薬品」(基)が、約半分、直接消費されるほかは、統計上は、「公共サービス」(統)のうちの「医療」(基)部門を通じて民間消費、政府消費されることになっていること、「その他の化学薬品」(基)は、三七・八%が直接消費されるほか、「その他のサービス」(統)のうちの「その他の対個人サービス」(理髪店、美容院等)を通じて、実質的には消費手段として用いられること、については、前稿(二)を参照されたい。)

II—13表 「その他の化学製品」(統)部門の「窮極的市場構成」(B額基準)(%)

	消費支出	政府消費	固定資本形成	合計
一般作物	1.22	0	0.05	1.27
屠殺・肉・酪農品	1.98	0	0	1.98
精穀・製粉	3.70	0	0	3.70
その他の食料品	11.84	0	0	11.84
飲料	1.09	0	0	1.09
繊維・その他の繊維製品	1.93	0	0.01	1.94
印刷・出版	0.94	0.12	0	1.06
その他の化学製品	36.96	0.98	0	37.95
一般機械	0.10	0.01	1.46	1.56
電気機械	0.41	0.02	1.14	1.58
輸送機械	0.27	0.16	2.28	2.72
建築(補修を含む)	0	0.02	5.34	5.36
土木	0	0	1.70	1.70
公共サービス	7.29	7.52	0	14.81
その他のサービス	5.67	0.10	0	5.77
以上小計	73.40	8.93	11.98	94.33
合計	78.53	9.11	12.36	100.00

備考 1. 本表については、II—11表の備考(1)(2)を参照。

「その他の化学製品」(統)のうちの「動植物油脂」(基)は、そのほとんどが「消費手段用原材料・補助材料」として機能する・ほぼ完全なる「消費手段用原材料・補助材料要」生産部門」である。すなわち、A額=「中間需のうち、『食用油』へ四五・三%販売されるのをはじめ、『石けん』へ一三・八%、両者の原料たる『油脂加工品』へ一二・二%、「配合飼料」(基)へ一一・五%、「工芸作物」(基)等の農業関係へ計六・八%(飼料・肥料)販売される。このほか、少額ずつ消費手段および消費手段用原材料の生産のために用いられる部分を加えると、合計九四・二%となる。した

がって、「動植物油肥」(基)のほとんどが「消費手段用原材料・補助材料」として機能しているということができよう。

なお「塗料」(基)は、「A額—自部門内販売」額のうち一〇・九%が、住宅の建築・補修に用いられるが、これに、「民生用電気機器」(基)、「家具」(基)、「その他の木製品」(基)、「民生用機械」(基)等に販売されるうち「消費手段用補助材料」として機能すると推定される部分をすべて加えても、三一・六%にしかすぎない。直接消費されるのは一・九%である。

「塗料」(基)の残りは、各種の「輸送機械」(統)へ計二三・三%販売されるほか、非住宅の建築・補修、「産業機械」(統)消費関係以外の各種の「電気機械」(統)へ販売される。

このことが、「その他の化学製品」(統)の「窮極的市場構成」(第II,13表)において、「固定資本」となる「建築」、「輸送機械」、「電気機械」等によって窮極的に誘発される率を高めているのである。

最後に、「その他の化学薬品」(基)は、すでに「準消費手段生産部門」と規定したが、「消費手段原材料・補助材料」として機能する比率もかなりあり、その実額も大きいので、若干ふれておく必要があろう。前稿(一)ですでにのべたごとく、ここには種々の性格の異なる部門が統合されているが、このなかの『農薬』は、「A額—自部門内販売」額のうち、「米麦」へ五五・六%販売されるのをはじめ、計九八%が、消費手段関係の生産部門へ、「消費手段用補助材料」として販売されていく。『界面活性剤』は、「染色整理」(基)と各種の「紡績」、「織物」へ補助材料として入っていくのを中心に、五二・七%が消費手段用原材料として用いられる。また『その他の最終化学製品』は、香料、接着剤、人口甘味剤、洗浄剤等雑多な製品をふくむが、このうち約半分は「消費手段用原材料・補助材料」とみなしうる。『印刷インキ』はそのほとんどが「印刷・出版」(基)へ販売される。この「印刷・出版」部門の性格は曖昧であるが、少なくとも四〇%程度は消費手段とみなしうる。

以上のような内容を反映して、「その他の化学薬品」(基)の約三五・五%が「消費手段用原材料・補助材料」として機能するといえるが、これは、実額約六七、三七〇(百万円)にものぼるので、注意しておく必要がある。

(四)

なお、以上の「基礎化学薬品」(統)、「その他の化学製品」(統)以外ではあるが、「その他の鉱業」(統)のなかの「その他の非金属鉱物」(基)も、化学関係の「準消費手段用原材料・補助材料生産部門」である。「その他の非金属鉱物」(基)は、『硫黄』、『硫化鉱』、『その他の非金属鉱物』よりなる「総供給額」九四、三八一百万円の部門であるが、このうちの『硫化鉱』はすべて「無機基礎化学薬品」(基)の『硫酸』へ入り、主として「化学肥料」(基)「化学繊維原料」(基)の原料として利用される。これは、「その他の非金属鉱物」(基)全体のA額の二三・二%にあたる。これ以外に「化学肥料」(基)へ入る二一・四%、「その他の土石製品」(基)へ入るうち「消費手段用原材料」と推定される部分、少額ずつ「消費手段用原材料」として他部門へ入る部分を加えると、「その他の非金属鉱物」(基)の約五九・三%が「消費手段用原材料」として機能していると推定される。

(3)　食料品関係の「消費手段用原材料・補助材料生産部門」の検出

(一)

食料品関係では、第II,9表の「米麦」(基)が完全な意味での「消費手段用原材料生産部門」である。「米麦」のA額は、一、一三九、七九一(百万円)という巨額にのぼるが、その八八・三%が「精穀・製粉」(基)へ、一・九%が「酒類」(基)へ、一・二%が「その他の食料品」(基)(調味料)へ入り、消費されることになる。残りは、三・二%が種子として自部門へ入り、三・三%が飼料となる。

また、第10 II,表の「配合飼料」（基）も、完全に「消費手段用補助材料生産部門」として規定できる。「配合飼料」は、A額の九六・八%が、つぎにみる「家畜・家禽（繊維用を除く）」（基）へ入る。

（二）

食料品関係のなかで、消費手段の原材料・補助材料の生産が約五〇～七〇%であり、「準消費手段用原材料・補助材料生産部門」というべきものは、第9 II,表の「家畜・家禽（繊維用を除く）」（基）、第10 II,表の「砂糖」（基）である。

「家畜・家禽（繊維用を除く）」は、A額二九四、五七七（百万円）の六三・一%が「中間需要」部分であるが、そのほとんどは、「消費手段生産部門」である「屠殺」（基）へ三二・四%、「酪農品」（基）へ一六・〇%販売される部分と、消費手段用材料たる各種の作物の生産部門へ販売される一〇・七%とである。なお、残りの三四・六%、実額一〇一、九七八（百万円）は直接消費されるが、これは鶏卵と鶏肉である。

「砂糖」（基）は、不合理な部門分類が行なわれているため、自部門内販売がA額の三五・四%にものぼる。それゆえ、『副産物』を除いて『精糖』のみについてみると、A額一六四、七四〇（百万円）の六七・四%が「中間需要」となり、そのほとんどすべては「パン・菓子」（基）を中心として、前稿(二)第2 II,表にあげた食料品関係の「消費手段生産部門」に入っていく。なお「中間需要」とならない三二・六%はすべて直接消費される。

以上、食料品関係では、当然のことながら、「消費手段用補助材料生産部門」として規定できる。「配合飼料」は、A額の九六・八%が、つぎにみる「家畜・家禽（繊維用を除く）」（基）へ入る。

（二）

食料品関係のなかで、消費手段の原材料・補助材料の生産が約五〇～七〇%であり、「準消費手段用原材料・補助材料生産部門」というべきものは、第9 II,表の「家畜・家禽（繊維用を除く）」（基）、第10 II,表の「砂糖」（基）である。

「家畜・家禽（繊維用を除く）」は、A額二九四、五七七（百万円）の六三・一%が「中間需要」部分であるが、そのほとんどは、「消費手段生産部門」である「屠殺」（基）へ三二・四%、「酪農品」（基）へ一六・〇%販売される部分と、消費手段用原材料たる各種の作物の生産部門へ販売される一〇・七%とである。なお、残りの三四・六%、実額一〇一、九七八（百万円）は直接消費されるが、これは鶏卵と鶏肉である。

「砂糖」（基）は、不合理な部門分類が行なわれているため、自部門内販売がA額の三五・四%にものぼる。それゆえ、『副産物』を除いて『精糖』のみについてみると、A額一六四、七四〇（百万円）の六七・四%が「中間需要」となり、そのほとんどすべては「パン・菓子」（基）を中心として、前稿(二)第2 II,表にあげた食料品関係の「消費手段生産部門」に入っていく。なお「中間需要」とならない三二・六%はすべて直接消費される。

以上、食料品関係では、当然のことながら、「消費手段用原材料・補助材料」となる以外の部分は、ほとんどすべてが直接消費される消費手段である。

（三）

なお、第9 II,表のうちの「その他の耕種作物」（基）と、第10 II,表の「海面漁業」（基）とは、A額の五〇%近くが直接消費され、その消費実額も大であるうえ、「消費手段生産部門」へ直接入り・加工され・消費される率も高いので、前稿(二)で「準消費手段生産部門」と規定しておいた。しかしながら、直接消費されない部分、すなわち「中間需要」部分の販路を検討すると、ほとんどすべてが「消費手段生産部門」へ販売されるか、消費手段用原材料・補助材料の生産の原材料・補助材料となるので、「消費手段用原材料・補助材料」として機能する部分は、A額の五〇%弱となり、その実額も大である。

それゆえ、「その他の耕種作物」（基）と「海面漁業」（基）とは、「準消費手段用原材料・補助材料生産部門」という規定にも入ることになる。すなわち、A額の五〇%弱が、消費手段となり、五〇%弱が「消費手段用原材料」として機能するという部門といえる。

「その他の耕種作物」（基）は、四九・八%が直接消費されるほか、二七・八%が、「その他の食料品」（基）を中心に「消費手段生産部門」へ入って加工される（前稿(二)7 II,表参照）が、その他も、ごく僅少が化学関係で消費関係以外の原材料となる以外はすべて、飼料や植物油脂の原料、あるいは肥料となる。したがって、五〇%弱、約一九三、〇〇〇（百万円）が「消費手段用原材料」として機能するものといえる。

「海面漁業」（基）は、四八・一%が直接消費される。他方、四〇・四%が「水産加工」（基）を中心に「消費手段生産部門」へ販売されるほか、「その他の製造業」（基）のうちの『身辺細貨品』（貝加工品）や『魚油・魚粕』等へ入り、「消費手段用原材料・補助材料」として機能するものが約八%ある。それゆえ、五〇%弱、約一三九、〇〇〇（百万円）が「消費手段用原材料・補助材料」として機能するといえよう。

なお、前稿(一)で「消費手段生産部門」、「準消費手段生産部門」と規定した食料品関係のその他の諸部門についても、直接消費されない部分は、そのほとんどが「消費手段用原材料・補助材料」として機能するのである。したがって、A額のうち「中間需要」のしめる比率が低くとも、「中間需要」実額の多額にのぼるもの――「その他の食料品」(基)一一四、二七四(百万円)、「屠殺」(基)五一、一六八(百万円)、「野菜果実加工」(基)一六、六六〇(百万円)(第II,10表参照)については、そのほとんど大部分が「消費手段用原材料・補助材料」として機能することを注意しておく必要がある。

(4) 木材関係

わが国では、「住宅新建築」(基)の生産高のうち七九・三%が木造である(第三節第II,18表参照)関係もあって、木材関係の諸生産部門は、「総供給額」が多額にのぼり、再生産構造上軽視できない位置をしめている。

しかし、「産業連関表」では、建築関係は、補修をのぞいて、住宅もすべて「固定資本形成」となるとされているため、木材関係の生産諸部門は、A額にしめる消費支出のしめる比率、B額基準の『窮極的市場構成』における消費支出依存度はともに低くなっている(前稿(一)II,1表参照)。したがって、「窮極的市場構成」の計算も役に立たないのであって、住宅の建築・補修に利用される部分を、「消費手段用原材料・補助材料」として機能するものとして修正して、推計するこころみが必要となる。

右の点を修正して検討すると、「基本表」部門単位でみて、「製材・合板」、「伐木」、「育林・特殊林産物」は、「A額―自部門内販売」額のうち、「消費手段用原材料・補助材料」として機能するものの比率が、五〇%程度となるのであって、ここではその実額の大いさからも、これらを「準消費手段用原材料・補助材料生産部門」のなかへ入れることにする。

木材関係では、「窮極的市場構成」の計算が利用できないので、もっとも加工度の高い部門から、順次その販路構成を検討することによって、「消費手段用原材料・補助材料」として機能する部分を推計していかねばならない。

まず、「準消費手段用原材料・補助材料生産部門」ではないが、以上の諸部門と関係のある「その他の木製品」(基)をみる。これは「総供給額」一一〇、二七〇(百万円)にものぼるが、屋根板、造作材から、経木類、たる・おけ、木箱、あるいは家庭用品まで種々様々のものをふくんでいる。したがって、推計はきわめて困難であるが、このうち、約五五%が消費手段および「消費手段用原材料・補助材料」として機能すると推計される。それゆえ、以下の木材関係の生産部門の検討では、「その他の木製品」(基)へ販売される部分については、その五五%が消費手段用原材料として機能するものとする。

「その他の木製品」(基=調)のうち、食料品関係の生産部門へ販売され、その補助材料として機能する約一八・二%(『梱包』をのぞく)のほか、「履物」(基)、『木製家具』、『ミシン』等各種の生産部門へ販売されるうち、消費手段用原材料として機能すると推定されるものを合計すると約三四・五%になる。なお『梱包』に入るもの、(「基本表」では各部門にわりあてられている)の内容は不明確であるが、このうち二五%を、消費手段の単なる容器的なものと推計し、消費手段用補助材料とすると、全体の六・七%となる。この他、家庭用品として直接消費されるものが一三・八%あるので、以上合計すると、約五五%が消費手段および消費手段用原材料として機能するということになる。

さて、加工度の高い「製材・合板」(基)より検討すると、「製材・合板」は実質的A額(くず発生分をふくむ)が、四七一、一〇六(百万円)にものぼるが、その「A額―自部門販売」額のうち、四〇・二%、実額約一八七、五六二(百万円)が住宅の原材料となる。このほか、『木製家具』、『その他の木製品』、「パルプ」(基)、「紙」(基)、『玩具』、『楽器』、『梱包』等へ入っていくものがかなりあるが、それぞれのうち「消費手段用原材料・補助材料」として機能すると思われる部分を推計すると、約一二・八%となる。したがって合計約五三・〇%が「消費手段用原材料・補助材料」として機能するといえよう。

『製材』と『合板』にわけてみると、「消費手段用原材料」として機能する部分は、『製材』五三・七%、『合板』四五・二%である。なお、「製材・合板」（基）の残りは、非住宅の建築・補修へ二〇・六%、「土木」（統）へ八・六%、消費手段以外の輸送機械へ二・四%販売されていく。また、この部門にふくまれる『チップ』は、A額一三、五三三百万円のほとんどがパルプの原料となる。

つぎに、「伐木」（基）は、A額四二二、八一七（百万円）にのぼるが、「A額―自部門内販売」額のうち、七八・五%が『製材』『合板』へ販売される。『製材』へ販売される三〇二、〇一九（百万円）、『合板』へ販売される二九、八五八（百万円）それぞれについて、右にみた各部門の機能に準じて、「消費手段用原材料・補助材料」として機能するものを推計すると、「伐木」（基）の四一・六%が、『製材』・『合板』という加工段階を経て、「消費手段用原材料・補助材料」として機能することになる。このほか、住宅および「履物」（基）の原材料となる部分、「パルプ」（基）その他へ入る部分のうち「消費手段用原材料・補助材料」と推計される部分を小計すると、約六・四%となる。以上を合計した四八・〇%が「伐木」（基）のうち「消費手段用原材料・補助材料」として機能する部分と推定される。

「伐木」（基）のこの他の多くは、「製材・合板」（基）や「パルプ」（基）へ販売され、消費手段以外のための原材料・補助材料として機能する部分である。この他、「土木」（統）へ二・九%販売されるのをはじめ、「非鉄鉱物」（基）等鉱山関係へも若干販売されるが、これらは坑木であろう。

「育林・特殊林産物」（基）は、『育林』と『特殊林産物』（桐材・竹材等と椎茸・松茸等）からなるが、A額二九三、二八八（百万円）のうち『育林』が九四・七%をしめている。この『育林』の「A額―自部門内販売」額のうち九三・五%が「伐木」へ入り、五・七%が「薪炭」（基）へ販売される。『特殊林産物』の方は、直接消費される椎茸・松茸類が四三・八%あるほか、住宅の建築・補修へ一五・五%、『製材』へ九・一%……等、販路は多様である。

「育林・特殊林産物」（基）全体としてみると、「伐木」（基）を通じて、消費手段用原材料として機能する四二・五%のほか、「薪炭」（基）、住宅の建築・補修、『製材』等へ販売されるうち「消費手段用原材料・補助材料」として機能すると推定されるものが八・〇%あり、合計五〇・五%が「消費手段用原材料・補助材料」として機能することとなる。この他、二・三%が直接消費される。

(5) その他

以上でみてきた関係以外で、窯業・土石・金属関係の諸生産部門についてみると、その販路はきわめて多様であって、次節でみる労働手段、（「固定資本」となる）輸送・通信機械、非住宅建築、土木等の諸生産部門の直接・間接の原材料・部品となるもののほか、耐久消費手段としての輸送機械、民生用機械、民生用電気機器、精密機械、住宅建築等の諸生産部門へ販売されるもの、あるいは、直接消費されるもの等、複雑多様である。しかしながら、これら窯業・土石・金属関係の諸生産部門の大部分は、その産出物のうち労働手段や広義の「固定資本」関係の生産のための原材料・補助材料として機能する部分の比率が高いので、労働手段用原材料、「固定資本」となるものの原材料の生産をとりあつかう第四節（次稿）において、これら諸生産部門の機能をできるだけ詳しく検討することとする。そして、第四節で、労働手段用原材料・非住宅建築・土木関係の原材料等を分析する際に、直接・間接に、消費手段用原材料として機能する部分の比率をもあわせて推計することとし、ここでは、窯業・土石・金属関係の諸生産部門の検討を省略することにする。

しかしながら、二、三の生産部門においては、「消費手段用原材料」および消費手段として機能する部分の比率の方が高いもの、また、この比率が低いが、実額としては軽視されない生産部門もあるので、一応本節では、必要なかぎりで若干ふれておく必要があろう。

まず、窯業・土石関係で、「準消費手段用原材料・補助材料生産部門」とみなしうるのは、「窯業・土石製品」（統）のうちの「ガラス製品」（基）である。

「ガラス製品」（基）は、『ガラス製品』A額七四、二六二（百万円）と、『板ガラス』A額四一、九九〇（百万円）とからなる。（『ガラス製品』では、空びん等のくず発生がかなりあるので、A額はくず発生による産出も加えた実質的A額とした。）『ガラス製品』では、A額のうち、「酒類」（基）への三六・三%を筆頭に、食料品や、「医薬品」（基）、『化粧品』等の「消費手段生産部門」へ計五七・七%販売され、びんとして用いられるほか、「民生用機械」（基）、「民生用電気機器」（基）、『電子管および同装置』へ計一四・六%など種々の部門へ販売される。これらのうち、消費手段用原材料・補助材料として機能すると推定されるものを合計すると六七・九%となる。この他、食器類の家庭用品として直接消費されるものが一五・五%ある。他方『板ガラス』は、「住宅新建築」（基）と住宅補修へ三六・一%販売されるほか、『ガラス製品』、「民生用電気機器」（基）などへ販売され、消費手段用原材料・補助材料として機能する部分を合計すると四二・二%となる。（『板ガラス』は、この他、「非住宅の建築・補修、消費手段以外の自動車等の輸送機械へ販売される。）『ガラス製品』と『板ガラス』をあわせた「ガラス製品」（基）部門についてみると、約六〇%が消費手段用原材料・補助材料として機能し、約一〇%が直接消費されることとなる。

「なお、右と関連して補足すると、「その他の軽電機器」（基）にふくまれている『電子管および電子応用装置』（調）は、A額七八、一五六（百万円）の部門であるが、その「A額—自部門内販売」の七三・一%が『民生用電気機器』に入る。（真空管、ブラウン管、半導体素子がテレビ、ラジオの部品となる。）この『電子管および電子応用装置』のうち、「消費手段用原材料・部品」として機能する部分を推計すると四七・五%、実額三七、五七八（百万円）である。この他、直接消費される二・七%を加えると、五〇%強が消費関係である。

以上でとりあげた関係以外で、「消費手段用原材料・補助材料生産部門」と規定しうるのは、「製革・毛皮」（基）であり、「準消費手段用原材料・補助材料生産部門」と規定しうるのは、「原塩」（基）である。

「製革・毛皮」（基）は、A額三二、七二〇（百万円）で、「A額—自部門内販売」額のうち、「履物」（基）へ四九・七%、「革製品」（基）へ二一・七%、『玩具・運動用品』へ七・九%、「衣服・身廻品」（基＝調）へ六・四%……等、販売されるが、これらのうち消費手段用原材料・補助材料として機能すると推定されるのは、約七八・八%である。（この他は、各種の産業機械や消費手段以外の輸送機械の部品として用いられる。）

「原塩」（基）は、A額二二、二二七（百万円）で、「その他の食料品」（基）（主として調味料、食用塩）を中心に、食料品の生産部門へ計四一・六%入っていくほか、「無機基礎化学薬品」（基）へ三二・六%、「合成染料」（基）等へ少額ずつ販売されていくが、これらのうち「消費手段用原材料・補助材料」として機能すると推定されるものを合計すると約六五・六%となる。なお、一七・四%が直接消費されるので計約八三%が消費関係のものといえよう。

第三節　「労働手段生産部門」、「広義の『固定資本』関係の生産部門」の検出

序

(一)

前稿(一)の序章で強調したごとく、耐久的な労働手段の生産部門は、一国経済の再生産構造においてきわめて重要な、中枢

的位置をしめている。したがって、現実の再生産構造の分析において、労働手段生産部門を確定し、それらの内容、それらが全体においてしめる比重、それらの変化等を究明することは、非常に大きな意味をもつものといわねばならない。

しかしながら、労働手段生産部門を確定することは、「産業連関表」のもつ諸限界によって、大きな制限をうけざるをえない。

すでにくり返して強調してきたように、三五年度「産業連関表」では、「国内総固定資本形成」（本稿では「固定資本形成」と略）という一つの項目のなかに、機械・工場施設等、生産のための労働手段とならんで、サービス諸部門の店舗や耐久的機械・諸施設、政府や非営利団体の建物・耐久的諸施設、さらには住宅もがすべて一括してふくまれている。

したがって、「産業連関表」にもとづく分析では、概して耐久的である労働手段の生産部門は、大体、A額のうち「固定資本形成」部分の比率が非常に高いということはいいうるが、しかしながら、反対に、「固定資本形成」部分の比率の非常に高い生産部門が労働手段生産部門であるということは決していえないわけである。「固定資本形成」部分の比率の非常に高い生産部門のなかには、労働手段生産部門とならんで、各種の機能をはたす建築・土木部門や各種の輸送機械の生産部門……等、つまり「産業連関表」で、「固定資産として規定される資本財」である「耐用年数一年以上で単価が一万円以上の財貨」をもっぱら生産する生産部門すべてがふくまれるのである。

しかも、「産業連関表」では、これらの「固定資本形成」となったものが、いかなる部門で用いられるかということが一切しめされないのであるから、「固定資本形成」部分を、労働手段、サービス諸部門の耐久的施設、あるいは政府の耐久的施設……等と分類していく方法は、「産業連関表」それ自体からは全く期待できないのである。

それゆえ、かかる統計上の制約のなかで、労働手段生産部門を確定していくためには、まず「固定資本形成」部分の比率の高い部門を選び出したうえで、その生産部門の産出物の内容から判断して、労働手段生産部門であるかどうかの判定を行なわなければならないのである。

ところでその場合、『工作機械』、『金属加工機械』、『農業機械』等のごとく、産出物の内容からみて明らかに労働手段としてのみ機能することが明らかな生産部門については、一応、労働手段生産部門の確定は容易に行ないうる。（もちろん、この場合にも、『工作機械』や『金属加工機械』がいかなる生産部門で労働手段として機能するのかという点が解明されえない限界があることはいうまでもない。）

しかしながら、「産業連関表」における生産部門の分類が、労働手段としての内容の確定という点からみて非常に不合理かつ不明確な形で行なわれている場合には、労働手段生産部門の確定は不可能にならざるをえない。

たとえば、「造船」（基）、「鉄道車輌」（基）、「自動車」（基）等の輸送機械の場合、生産のための原材料・補助材料、労働手段、生産物等を運搬するものは、生産過程の延長として運輸を担うものであって、これは生産のための機械や工場とともに一種の労働手段とみなされる。一国経済の再生産構造の分析においては、かかる生産活動の一環を担う労働手段としての輸送機械は、観光客やその他旅客を運搬する輸送機械や、消費者の利用する耐久消費手段としての輸送機械、あるいは軍事的目的で利用される輸送機械とは、明確に区別すべきものである。

しかしながら、「産業連関表」において、輸送機械をその機能のうえで区別できるのは、「最終需要」のうちで「固定資本形成」とならない部分――すなわち直接消費される耐久消費手段としての輸送機械と、統計上は「一般政府消費支出」になっている軍事用目的で用いられる輸送機械の一部（続稿の「軍需生産部門」の検討を参照）のみである。

しかも、輸送機械関係の生産部門の分類は、それらの「総供給額」の大きさにもかかわらず、食料品関係、化学関係等にくらべて、きわめて大雑把である。一五四部門の「基本表」はもちろんのこと、四五三部門に部門分割を行なっている『調整作業表』においてさえ、「造船」（基）は『鋼船』と『木船』とに分けられているのみで、貨物船、タンカー、客船、軍事

的艦船等の分類は行なわれていないし、自動車関係では、「基本表」で「自動車」、「自動車修理」として一括されているばかりか、『調整作業表』でも「基本表」と同じ部門分類があるのみで、トラック、バス、乗用車等の部門分類すら行なわれていないのである。これは、「産業連関表」の部門分類上の一大欠陥といわざるをえない。

同様の問題は、「総供給額」の大いさ、関連諸部門に対する生産誘発の大いさからみて、きわめて重要な部門である建築・土木関係についても共通してみられる。建築では、「基本表」で「住宅新建築」、「非住宅新建築」、「建設補修」（住宅・非住宅の補修とともに、土木関係の補修もふくむ）にわけられ、『調整作業表』でも、各新建築が木造と非木造にわけられているのみであって、非住宅のなかに、工場・倉庫や生産活動のための事務所等とならんで、サービス部門の店舗、事務所、あるいは政府関係の建物、学校、病院等すべてが一括されている。また、土木関係でも、「基本表」で、「公共事業」と「その他の建設」に分けられ、『調整作業表』では前者が『公共事業（農業、林道、治山土木、災害）』に、後者はそのままの『その他の建設』になっているのみである。そしてたとえば、「その他の建設」（基＝調）は、「総供給額」八七二、三九〇（百万円）にものぼるにもかかわらず、そのなかに、電源開発、鉄道軌道建設、各種の土地造成、一般失対等が分類されることなく、一括されているのである。

もっとも、「産業連関表」作製の基礎となった「部門品目別生産額表」や、「昭和三五年度産業連関表建設部門分析用産業連関表作製報告書」等をみれば、国内生産額のみについては、『調整作業表』部門の細い内わけの判る部門もある。

しかしながら、われわれが第二章において、諸生産部門を、再生産構造上の機能別に分類しようとしているのは、労働手段生産部門等の確定それ自体のみを目的としているのではない。われわれは、消費手段の生産、労働手段の生産、サービス部門の耐久的諸施設の生産、あるいは政府関係の耐久的施設の生産、等をグループ別に分類したうえで、それぞれの生産による関係諸部門の原材料・補助材料の生産誘発をも明らかにし、これらの構成が、いかなる特徴と問題点をもち、戦後の過程でいかに変化してきたかを検討しようとしているのである。それゆえにこそ、単に生産額、付加価値生産額等をしめす「工業統計表」等ではなく、諸生産部門の投入・産出関係をしめす「産業連関表」を手がかりとして検討を試みているのである。したがって、国内生産額の内わけのみが判り、それによって分類を試みても、それらが、「基本表」において、――また『調整作業表』においてさえ、独立部門として扱われず、したがって、投入・産出関係が把えられないとすれば、われわれの分析目的からは、有効な分類とはいえないのである。

それゆえ、本節では、以上のような生産部門については、われわれは、労働手段の生産、サービス諸部門の耐久的施設の生産、政府関係の耐久的施設の生産等――つまり「固定資本形成」となる部分のうち住宅部分のみを除いたものを一括して、「固定資本」となる輸送・通信・機械の生産部門、非住宅の建築部門、土木部門という曖昧な形で、部門分類を行なわざるをえないのである。――本稿では、これらを便宜上、広義の「固定資本」関係の生産部門とよぶことにする。

このことは、われわれの再生産構造分析の方法からみて、大きな限界ではあるが、現行「産業連関表」の統計的制約のもとではいたし方のない限界といわざるをえない。

以上のような部門には、かかる大きな限界があるのではあるが、本節では、できうるかぎり、生産部門の産出物の内わけを検討し、生産活動のための労働手段とみなしうるものの推計を行なう努力をする。かかる分類は、右にのべたように限界をもってはいるが、かかる分類を行なうことは、全体としての生産活動のための労働手段生産の比重を推計するうえに、さらには、以上のような諸部門の原材料・補助材料の生産を検討する場合に、一応の目安として利用しうるからである。

(二)

本節の分析でいま一つ問題となるのは、修理のとり扱いである。

「産業連関表」では、たとえばある産業機械生産部門のなかで、機械それ自体の生産と、すでに諸生産部門で利用されている産業機械の修理とが一括してとり扱われており、産業機械それ自体は「固定資本形成」となるとされるのに対し、修理の方は、修理用の部品・原材料および修理労働が、「中間需要」部分として扱われ、修理をうけた生産部門へ販売されていくということになっている。（ただし「それが大改造または耐用年数を延長するような更新修理である場合には、国内総固定資本形成とする」ことになっている。実際上は、各種の機械関係では、『船舶修理』においてのみ、修理のかなりの部分が「固定資本形成」となるとされている。土木関係では、鉄道軌道、電源開発等の大修理は、「その他の建設」（基）そのものにふくまれ、「固定資本形成」となることになっている。）

ところで、この修理については、「産業連関表」のとり扱いとも関連して、つぎの二つの問題を注意しなければならない。

第一に、たとえばある産業機械そのものの生産と、その産業機械の修理とでは、必要とされる各種の部品、原材料・補助材料の比率も大いに異なるのであるから、修理がかなりの比率をしめる生産諸部門では、機械それ自体の生産と修理とを別々の部門として取扱い、それぞれ別個に投入係数をもとめ、関連諸生産部門に対する生産誘発を考えていく必要がある。また、産業機械そのものや建物の新建築と、それらの修理とでは、需要を規定する諸要因も大いに異なるのであるから、この点からも、両者を区別する必要がある。

しかしながら、「産業連関表」では、わずかに「基本表」で「自動車修理」と「建設補修」が独立部門となっているのみであり、しかもその場合も、「建設補修」には、住宅・非住宅すべての補修のみならず土木関係の補修もが一括してふくまれている。

『調整作業表』で、はじめて、『修理』が分けられているが、「投入係数」は「統合表」、「基本表」についてのみ、「逆行列係数」は「統合表」についてのみしか計算されていないので、『調整作業表』で『修理』がわけられても、その原材料・補助材料の生産誘発についての分析には充分役立たない。

右のような点は、修理の比重の高い生産部門の分析を限界づけるものとして注意しておく必要があろう。たとえば、「鉄道車輛」（基）では、『鉄道車輛修理』のしめる比率は、「総供給額」において四四・五%、A額においては四八・九%にものぼる。また「建設補修」（基）は、「建築（建設補修をふくむ）」（統）のうちの一六・四%であるが、実額二九九、二六五（百万円）にものぼり、これらについて、住宅と非住宅の補修、土木関係の補修が分けられていないことは、きわめて多額にのぼるこれらの原材料・補助材料の生産を分析するうえに大きな限界となっている。

第二に、第一のごとく、修理は、機械そのものの生産と区別すべきものであるが、たとえば産業機械の修理の機能は、労働手段としての産業機械の機能を維持するものとして把えるべきであるということである。

「産業連関表」では、ある産業機械の修理は、産業機械をすでに利用し、修理を必要とした生産部門へ直接販売されていくことになっているため、統計上は、産業機械の一部があたかもある生産部門の原材料・補助材料として販売されていくような関係としてしめされる。（したがって「窮極的市場構成」の計算結果でも、たとえば消費手段生産部門で利用する機械の修理によって誘発された鉄鋼その他の原材料が、消費手段の生産のために誘発された原材料・補助材料と同じ形で、しめされることになっている。）

たしかに、耐久的な産業機械そのものでは、その需要は、機械の更新かあるいは拡大投資において一挙にあらわれ、一度購入されたものは長期にわたって利用されるという特徴をもっているのに対し、修理は、相対的に短期間においてしばしば行なわれる。

しかしながら、産業機械の修理は、再生産上の機能からみれば、流動的資本である原材料・補助材料がある生産部門に入っていくのとは明確に区別すべきものである。

したがって、本来ならば、統計上も、たとえば農業機械修理は、原材料・補助材料とならんで、農業生産部門へ直接販売されるものとしてではなく、労働手段となるものと考えたうえで、農業機械そのものとともに、農業生産部門へ入っていくという形で処理すべきである。

このように、農業機械とその修理が、農業生産の原材料・補助材料とはっきり区別されたうえで、さらに農業機械と修理が農業生産部門へ入っていく関係がしめされるならば、消費手段あるいは消費手段用原材料の生産部門の生産によって、労働手段の生産——さらにはそれらの原材料・補助材料の誘発関係も、明確に把えられることになるはずである。

建設補修もまた、右と同様の問題をふくんでいる。

右のような二点からみて「産業連関表」における修理の取扱いには問題があるので、われわれはとりあえず、『調整作業表』によって、修理と、各種の機械そのものとを区別し、修理の絶対額と、それが全体（機械プラス修理）のなかでしめる比重を明らかにする。そして、各種の機械の販路構成を検討する場合には、修理部分をのぞいた機械そのものについて検討する。こうしてある機械が労働手段として確定された場合には、修理の額と比重を考慮に入れたうえで、修理をも加えてこの機械生産部門を労働手段生産部門として規定することにする。

また、修理の額や比率がとくに大きな生産部門については、『調整作業表』によって、『修理』部門の投入関係——原材料・補助材料が『修理』に用いられる関係——を明らかにするとともに、『修理』の販売される部門——修理が行なわれる部門——を検討し、『修理』の販売の大きな部門については、その部門の投入関係や、「窮極的市場構成」の検討において考慮を払うという注意も必要であろう。

(三)

最後にいま一つ、各種の機械生産部門では、すでにしばしばふれたごとく、「産業連関表」においては、機械生産部門のなかに機械そのものの生産とともに部品生産の一部がふくまれているため、「部品——→組立て」という関係の一部が、自部門への販売としてあらわれるという問題がある。したがって、機械関係の販路構成の検討では、このような内容の自部門内販売をできるだけ正確に把えるため、『調整作業表』部門単位で自部門内販売を把え、これをA額より控除して、機械そのものの販路構成を検討することとする。

× ×

以上のように、機械関係では、修理、自部門内販売の点から、『調整作業表』部門単位で検討をすすめるが、とくに各種の機械では、当然分割すべき部門が「基本表」のなかに統合されているという部門分類上の欠陥が大きいので、この点からも、『調整作業表』部門にわけて考察する必要が大きい。

しかしながら、生産部門を再生産構造上の機能別に分類する場合には、前稿(一)の第二章序節でのべた理由によって、「基本表」部門単位で分類を行なうことにし、この「基本表」のなかに、いろいろの部門が統合されているという実態を指摘するにとどめておくことにする。ただ、「その他の軽電機器」（基）や「重電機器」（基）では、機能の異なる部門が統合されている弊害があまりにも大きいので、例外的に、『調整作業表』部門にわけて、分類することにした。

(1) 「労働手段生産部門」の検出

(一)

A額より自部門内販売額と『修理』を控除した額のうち、「固定資本形成」のしめる比率が七〇%以上の部門をとりだし、その産出物の内容からみて明らかに「労働手段生産部門」とみなしうるものを、「基本表」部門単位でとりあげると、第II,14

II—14 表　「労働手段生産部門」

「基本表」部門	『調整作業表』部門	(1) A額 (100万円) 注1	(2) 自部門内販売 (100万円) 注2	(3) 固定資本形成実額 (100万円)	(4) (3)/(1)—(2) %	
工作・金属加工機械		164,659	21,056	137,046		
	『工作機械』	81,685	12,046	69,639	100.0	100.0
	『金属加工機械』	76,053	8,645	67,407	100.0	
	『修理』	6,921		0	0	
産業機械		560,491	99,867	382,168		
	『農業機械』	68,811	13,936	54,876	100.0	92.4
	『鉱山・土木建設機械』	78,446	12,400	63,437	96.0注3	
	『化学機械』	80,460	16,028	64,432	100.0	
	『繊維機械』	90,682	32,610	55,631	95.8注4	
	『特殊産業機械』	174,955	22,873	133,760	88.0注5	
	『産業車輌』	9,849	0	9,825	99.8注6	
	『その他の機械』	10,261	1,991	209	2.5注7	
	『修理』	47,028		0	0	
一般産業機械及び装置		228,934	34,651	123,472		
	『一般産業機械及び装置』	204,588	34,651	123,472	72.7注8	
	『修理』	24,347		0	0	
重電機器（一部）		208,680	26,623	134,771		
	『発電機器』	15,383	0	14,049	91.3注9	82.8
	『送配電機器』	174,022	26,623	120,722	81.9注10	
	『修理』（推計） 注11	19,275		0	0	

II—15 表　「準労働手段生産部門」

重電機器（一部）		151,751	23,660	58,274		
	『その他の産業用重電機器』	60,897	23,660	22,889	61.5 注12	51.1
	『電動機』	76,838	0	35,385	46.1 注13	
	『修理』（推計） 注11	14,016		0	0	

械』・『産業車輌』、「重電機器」（基）のうちの『発電機器』は、九〇%以上が「固定資本形成」となり、内容的に考えても、いずれも明らかに「労働手段生産部門」といいうるものである。

なお、「産業機械」（基）のうちの『特殊産業機械』は、商業用洗濯装置、娯楽器、販売機等の商業・サービス用機械が、国内生産額にして七、一七一（百万円）ふくまれている。したがって、これを除くと、約八二%程度が食料加工、製材木工、パルプ・製紙、印刷・製本等のための労働手段として機能すると推定される。

また、「一般産業機械及び装

注1　A額＝総供給額－輸出額－在庫純増＝中間需要小計＋家計外消費支出＋民間消費支出＋一般政府消費支出＋国内総固定資本形成

注2　『調整作業表』部門の自部門内販売は，当該部門と修理部門への販売額である。たとえば『工作機械』の場合には，『工作機械』への販売と『工作・金属加工機械修理』への販売の合計額である。

したがって，本表ではないが，同一「基本表」部門内でも，たとえば『工作機械』から『金属加工機械』への販売は，『工作機械』の自部門内販売にはふくまれていない。

なお『修理』の自部門内販売は，本表作製の目的上，不要であるので省略した。

上の二つの理由により，『調整作業表』部門の自部門内販売の合計は，「基本表」のそれと一致しない場合がある。

注3　残りはすべて『その他の建設』へ。

注4　残りはすべて消費支出になる。内容は編物器と推定される。

注5　残りのうち，『非住宅新建築（非木造）』に 6.6 %，その他の建築関係に 1.1 %行くが，主として，温湿調節装置であろう。また，3.4% が『冷蔵庫，洗濯機』へ行くが，これは，冷凍装置であろう。なお，この%は(4)欄と比較する関係上，(1)—(2)を分母として計算した。以下同様。

注6　残りはすべて分類不明への販売。

注7　この部門には消火装置，消火器具，消火自動車のぎ装等が入っている。したがって，『非住宅新建築（非木造）』に 21.5%，その他建築関係に 13.1%，『その他の建設』へ 14.2%，『自動車』へ 15.9%，『事務用品』へ 18.0%，入っていくことになっている。

注8　残りは，『特殊産業機械』へ 12.1%，これはコンベヤー，動力伝導装置の一部等であろう。また，『非住宅新建築（非木造）』へ 9.8%，その他建築関係に 2.1%，これは，エレベーター・エスカレーターや，ポンプ装置，送風機，通風扇等であろう。

注9　残りは，『その他の建設』，『非住宅新建築（非木造）』を主として土木・建築関係へ入る。

注10　残りは，『その他の建設』へ 5.9%，『非住宅新建築（非木造）』5.4% をふくめて建築関係へ 8.3% 入る。

注11　「重電機器」の「A額－自部門内販売額」のうち，『発電機器』，『送配電機器』と，『その他の産業用重電機器』『電動機』のしめる比率は，それぞれ，57.9% と 42.1% であるので，『重電機器修理』をこの比率で分割した。

注12　残りは，『その他の建設』へ 7,559(百万円)，20.3%，『送配電機器』へ 6,771（百万円），18.2% 入っていく。

注13　残りは，各種の「産業機械」へ計 18,515(百万円)，24.1%，『一般産業機械及び装置』へ 10.0%，『冷蔵庫・洗濯機』へ 6.8%，『民生用電気機器』へ 4.1% 入っていく。

表のとおり、「工作、金属加工機械」（基）、「産業機械」（基）、「一般産業機械」（基）である。

ここでは、序でのべたように、機械そのものの販路構成をみるために、A額より自部門内販売額と修理とを控除した額について、その販路構成を検討する。したがって本文中に「固定資本形成」の比率という場合には、すべて右の額のうちで「固定資本形成」のしめる比率である。

つぎに、各部門の内容をよりくわしくみるために、『調整作業表』部門単位でみると、「工作・金属加工機械」（基）のうちの『工作機械』・『金属加工機械』、「産業機械」（基）のうちの『農業機械』・『鉱山・土木建設機械』・『化学機械』・『繊維機

置」（基）のうちの『一般産業機械及び装置』と「重電機器」（基）のうちの『送配電機器』も、率は右の諸部門より低いが、七〇％以上が「固定資本形成」となるし、内容的にみても労働手段として機能するものの生産と考えられるので、「労働手段生産部門」と規定しうるものである。なおこの両部門の「固定資本形成」とならない部分は、大体労働手段の一構成部分としても機能するものが多いと考えられる。

『一般産業機械及び装置』では、コンベヤー、動力伝導装置等と推定されるものが『特殊産業機械』へ一二・一％販売される。またポンプ装置、エレベーター、エスカレーター、送風機等と推定されるものが『非住宅新建築（非木造）』への九％を中心に建築関係へ計一一・九％販売される。この後者の部分には、労働手段の一構成部分とはいえないものもふくまれている。

『送配電機器』は、「その他の建設」（基＝調）へ五・九％、『非住宅新建築（非木造）』への五・四％を中心に建築関係へ計八・三％販売される。これらは、電力生産の延長としての輸送のための労働手段の一部として機能するものとみなしうる。

なお、「産業機械」（基）のうちの『その他の機械』は工業窯炉のほかに、消火器具、消火自動車のぎ装等までふくみ、「産業機械」部門に入れること自体が誤っている。したがって、ほとんどは建築関係の諸部門、「その他の建設」、『事務用品』、「自動車」等へ販売されていくのである。しかしながら、これは「産業機械」（基）全体のうち、「諸供給額」では一・七％、A額では一・八％をしめるにすぎないので、「産業機械」（基）全体として「労働手段生産部門」と規定するうえに影響力をもたない。

以上の検討により、「産業連関表」の統計的限界のなかでも、明確に「労働手段生産部門」と規定しうるのは、「基本表」単位でみて、「工作・金属加工機械」、「産業機械」、「一般産業機械及び装置」である。また「重電機器」（基）のうちの『発電機器』、『送配電機器』は、そのA額も、「固定資本形成」額も多額のため、これら「重電機器」（基）の一部を「労働手段生産部門」として規定しておく。以上の「基本表」部門のなかには修理もふくまれているが、すでにのべたごとく、われわれはそれぞれの部門にしめる修理の比率を確認したうえで、この修理をふくめて「基本表」部門全体として「労働手段生産部門」と規定することにする。

以上の「労働手段生産部門」の検出についてのべておかねばならないのは、原動機や電動機のように、機械の重要な構成物として機能する場合のとり扱いである。

「原動機・ボイラー」（基）や、「重電機器」（基）のうちの『電動機』は、それ自体労働手段として機能すると同時に、その一部が各種の産業機械や輸送機械に組みつけられる場合にも、それ自体機械のきわめて重要な一構成部分として機能しているのであるから、この意味では、各種機械の素材となる原材料・補助材料、それに準ずるような諸部品とは大きな相違をもっているといわねばならない。とくに近年では、小型の原動機や電動機等が広汎に普及し、各種の産業機械や工作機械、輸送機械に一個づつ組みつけられることが急速にすすんでいるため、これらの取扱いは軽視できない問題となっている。

一般には、各種の機械生産の考察においては、これらはそれ自体一つの機械としてみなしうる面があるため、大抵の場合、これらを各種機械のなかに入れてとり扱っている。

しかしながら、他面では、これらがいかに労働手段の重要な一構成物であるとしても、それらが各種の機械の一部に組みつけられる以上、それらは、原動機、電動機が独自に工場にすえつけられ、労働手段として機能する場合とは区別すべき面もある。それらは、各種の機械の生産と直接結びつき、それらの需要は、各種の機械の生産の増減によって直接左右されることになる。

さらに又、一国経済のなかで、労働手段の生産、広義の耐久的手段の生産等のしめる比重やその変化を検討しようとする場合、各種の労働手段や輸送機械等に組みつけられるものをも、独自の労働手段として取り扱うことになると、二重計算が生じ、右の比率やその変化の量的把握が曖昧になってしまう結果となる。

それゆえ、われわれは、これらについては、それらが各種の機械においてはたす役割の重要性＝原材料・補助材料、それに準ずる部品と異なる面をはっきり認識したうえで、しかし「労働手段」や輸送・通信機械（耐久消費手段をのぞく）等の生産部門の確定においては、これらを除いて、それ自体独立して機能するものの生産のみを考えることにする。

なお「産業連関表」では、原動機、電動機等がそれ自体独自に工場にすえつけられる場合には「固定資本形成」となるとされ、各種

の機械に組みつけられる場合には、原材料・補助材料とともに、「中間需要」となり、各種の機械生産部門へ販売されていくことになっている。

(二)

労働手段として機能する部分が主であるとはいえ、その比率が約五〇～七〇%であり、したがって「準」労働手段生産部門」というべきものは、「重電機器」（基）のうちの『その他の産業用重電機器』と『電動機』である。（II,15表参照）

『その他の産業用重電機器』は六一・五%が「固定資本形成」となるが、これは電動発電機等、諸生産部門において独自に労働手段として機能しているものと思われる。この他二〇・三%は「その他の建設」（基＝調）へ入っていくが、これらは、「その他の建設」のなかの電源開発、電信電話設置等において電力の生産・加工および輸送のための労働手段の一部として機能すると推測される（本稿の「その他の建設」の分析参照）。また一八・二%は、すでにみた「労働手段生産部門」の『送配電機器』へ販売されていく。（「その他の建設」、『送配電機器』へ入っていく三八・五%の部分が、労働手段の部品的なものか、あるいは電動機のように、労働手段の重要な一構成物として機能するものなのかは、『その他の産業用重電機器』の内容からみてはっきりはしない。）

つぎに、『電動機』は、その四六・一%が「固定資本形成」となり、これらは諸生産部門において独自に労働手段として機能するものと思われる。この他、すでに「労働手段生産部門」として規定した諸生産部門へ計三六・九%入っていく。（内わけは、『一般産業機械及び装置』へ一〇・〇%、「産業機械」（基）へは、『特殊産業機械』へ八・六%、『化学機械』へ五・五%等小計二四・一%（ただし『修理』へはゼロ）、『金属加工機械』へ一・九%、『重電機器』へ〇・九%である。なお『電動機』部門のなかには、部品生産がふくまれていないので、以上の諸部門へ入っていくのは、『電動機』そのものである。）これらは、すでに指摘したように、労働手段としての機械に組みつけられ、労働手段の重要な一構成物として機能しているとみなされる部分である。それゆえ、『電動機』は、四六・一%が独自に労働手段として機能し、三六・九%が労働手段の重要な一構成物として機能するのであり、計八三・〇%は、労働手段関係の生産であるということになる。

この他、『冷蔵庫・洗濯機』へ六・八%、『民生用電気機器』へ四・一%入っていく。これらは、「準」耐久消費手段」の一構成物として機能しているものである。

(2)「輸送・通信機械生産部門」（「固定資本」となるもののみ）の検討

(一)

各種の輸送機械は、生産活動の一環を担う輸送機械、サービス活動のための耐久手段として機能するもの、耐久消費手段として用いられるもの、軍事目的のために用いられるもの等がある。電気通信機械もまた、その機能は種々様々である。再生産構造を分析するうえには、生産活動の一環を担う労働手段としての機能をはたす輸送機械・通信機械の生産と、その生産による関連諸部門の生産の誘発を確定することは、いろいろの点で重要な意味をもっているが、すでにのべたごとく、現行「産業連関表」では、「固定資本形成」のとり扱い、部門分割のされ方のうえで多くの制限があるため、かかる確定を行なうことは不可能である。

輸送機械については、すでにのべたように、その「総供給額」が多額であるにもかかわらず、部門分割が非常に大雑把であるため、生産部門の内容から、その機能を判定することは不可能である。したがって、「産業連関表」では直接家計の購入するものと、政府が軍事目的で利用するために購入するものの一部とが把えられるのみで、その他のもの・すなわち「固定資本形成」となるものすべてについては、それらがいかなる機能をはたすのかという点を検討することは不可能である。

したがって、「固定資本形成」となる比率の高い部門はすべて、「固定資本」となる「輸送機械の生産部門」という曖昧な形で、とり扱わざるをえない。――「基本表」部門単位でみると、「航空機」のみが、「一般政府消費支出」に、A額の六四・八%、二四、二四四（百万円）入っていくことになっている。前稿㈠で指摘したごとく、政府の「固定資本形成」も、「国内総固定資本形成」に一括されており、軍事用のものにかぎり、耐久的なものが「一般政府消費支出」に入ることになっている（前稿㈠五〇、五八頁参照）のであるから、「航空機」（基）のうち「一般政府消費支出」へ入る部分はほとんどが、軍事用で用いられるものである。したがって「航空機」（基）は、「準軍需生産部門」となり、ここでは分析対象から除外する。（「軍需生産部門」については別稿で分析の予定。）

他方、電気通信機については、『電気通信機械および関連機器』のなかに、電話自動交換装置・搬送装置・電話機等の有線通信機械、航法用無線応用装置やラジオ・テレビ放送装置等の無線通信機械、これらの部分品等が一括されているうえ、個人の用いる電話機も電信電話公社より貸与される形になっているため、部分品をのぞけば、電気通信機そのものはすべて「固定資本形成」となることになっている。したがって、これについても、すべて一括して「通信機械生産部門」としてとり扱わざるをえない。

以上のように、輸送・通信機械生産部門のほとんどは、「固定資本」となる「輸送・通信機械生産部門」という曖昧な形でとり扱わざるをえないし、したがって、これらの生産によって誘発される原材料・補助材料、部品の生産の検討（第四節）においても、種々の機能をはたす「輸送・通信機械生産部門」の原材料・補助材料・部品の生産という形で検討せざるをえないことになる。これは、われわれの分析目的からいって大きな限界であるが、以下においては、これらの生産部門の内容をできるだけくわしく検討し、輸送・通信機械の生産の位置づけを考えるうえの参考にするとともに、これらの原材料・補助材料生産を検討するうえの参考としたい。

なお、ここで輸送・通信機械の生産をとりあげるうえに注意しておきたいのは、輸送・通信機械と密接な関連をもった、道路、鉄道軌道、電信電話設備等の建設・土木につい ては、後の「土木部門」の分析において、「広義の輸送・通信手段として機能する土木・建設」の検討を行なっている点である。これらの生産は種々の点で関連しあうものであるので、後の検討とあわせて考えていく必要があろう。

㈡

輸送・通信機械の検討においても、「労働手段生産部門」の検討と同様、『調整作業表』部門ごとに検討し、A額より自部門内販売と修理を控除した額について販路構成をみることにする。かかる観点から作製したのが第II,16表である。

「造船」（基）は、『調整作業表』でも『鋼船』と『木船』にわけられているのみであるし、「部門品目別生産額表」によってもその内容はしめされていない。しかし、『木船』のA額＝「固定資本形成」額、六、六三四（百万円）はそのほとんど大部分が漁業の労働手段である漁船であると推測される。

『鋼船』は、八七・五%が「固定資本形成」となるが、残りはすべて「一般政府消費支出」となる。この一二・五%、一二、三〇三（百万円）は明らかに、政府の購入する軍事用『鋼船』であると推定される。（なお『修理』のうち「一般政府消費支出」部分は、二、七六九百万円である。これらの大部分は右の軍事用『鋼船』の修理と思われるが、このなかには、政府が非軍事的目的で利用している船舶（統計上は「固定資本形成」となっている）の修理もふくまれているため、正確な数字は把握できない。――前稿㈠五七～八頁参照）

なお、三五年度の鋼船竣工量の内わけを参考までにみると、総トン数のうち、貨物船五三・六%、油槽船三九・四%、漁船三・七%、客船一・六%、特殊船一・三%、客船〇・三%である。

Ⅱ—16表　『固定資本』となる「輸送・通信機械生産部門」

「基本表」部門	『調整作業表』部門	(1) A額 (100万円)	(2) 自部門内販売 (100万円)	(3) 固定資本形成実額 (100万円)	(4) (3)/(1)−(2) %	
造船		152,455	0	107,670		
	『鋼船』	98,674	0	86,371	87.5 注1	88.3
	『木船』	6,634	0	6,634	100.0	
	『修理』	47,146	0	14,665 注2	31.1	
鉄道車輛		80,898	3,306	37,998		
	『鉄道車輛』	35,115	3,306	31,809	100.0	100.0
	『産業用車輛』	6,189	0	6,189	100.0	
	『修理』	39,595		0	0	
自動車	(同左)	412,053	67,275	276,647	80.2	
自動車修理	(同左)	198,624		0	0	
自動車・自転車		282,130	59,605	160,413		
	『三輪車』	105,655	24,503	74,748	92.1 注3	76.1
	『自動二輪車』	132,332	27,620	76,880	73.4 注4	
	『自転車・リヤカー』	32,502	7,482	8,785	35.1 注5	
	『修理』	11,642		0	0	
その他の輸送機械		10,306	5,546	3,656		
	『その他の輸送機械』	9,231	5,546	3,656	99.2	
	『修理』	1,075				
その他の軽電機器(一部)	『電気通信機械および関連機器』	178,823	98,225	74,771	92.8 注6	

注 1　残りの 12,303（100 万円），12.5% はすべて，「一般政府消費支出」となっている。『鋼船』はその性質上，「固定資本形成」となるものであるから，この「一般政府消費支出」となる部分は，そのほとんどが，軍事用のものと推定される。（前稿，1964 年，12 月号，57—8 頁参照）。

注 2　修理のうち，「大改造または耐用年数を延長するような更新修理」の場合のみは，「国内総固定資本形成」となることになっている。

注 3　残りすべては，「自動車修理」へ。

注 4　残りの 27,832（100 万円），26.6% は，すべて，「家計消費支出」となる。

注 5　残りの 16,235（100 万円），64.9% は，すべて「家計消費支出」となる。

注 6　残りは，『その他の建設』（3.8%）を主として，建築・土木関係へ入る。

「鉄道車輛」（基）では、『修理』がA額の四八・九%をしめていることが注目されるが、『修理』をのぞいた鉄道車輛そのものは、その性質上当然のことながらすべて「固定資本形成」となる。このなかの『鉄道車輛』の国内生産額の内わけを「部門品目別生産額表」でみると、（以下すべて同表による）機関車六、二三〇（百万円）、貨車一七、六八三（百万円）、客車一七、七一三（百万円）で、貨車と客車はほぼ同額である。『産業用車輛』は、大体すべて、生産活動の一環を担う労働手段とみなしうるものである。

「自動車」（基）は、『調整作業表』でも部門が分けられておらず、そこには、トラック、乗用車、バスがすべて一括されている。このことはすでに度々強調したように、「産業連関表」の部門分類上の大きな欠陥である。

「自動車」は八〇・二%が「固定資本形成」となるが、他方耐久消費手段として家計によって購入されるものは二・六%にすぎず、残りはすべて「自動車修理」（基）へ販売されていく。（「自動車」部門のなかには、国内生産額の二八・三%、一三二、五七二百万円にものぼる自動車部品の生産がふくまれているのであって、これが「自動車」（基）の自部門内販売を高めるとともに、「自動車修理」（基）への販売率を高めることになっているのである。）

「自動車」のうち、消費支出の比率がきわめて低いのは、前稿㈠四九～五〇頁で指摘したように、「自動車」のうちでしめる乗用車の比率が低いことによるところが大きいが、消費実額の八、八二七（百万円）が乗用車の国内生産総額でしめる比率をとってみても九・一%にすぎない。これは、乗用車のうち、タクシー、ハイヤー等として利用されるもの、あるいは実際上は個人的に利用されながら、名儀上は企業の所有となっているものがかなりあることによるものであろう。戦後における乗用車生産の顕著な発展を考えると、今後、乗用車の販路、市場・需要の内容を明確にすることが必要であろう。

「自動車」の内わけを、部分品をのぞいて国内生産額についてみると、トラック、一一二、三二〇（百万円）、六三・五%、

乗用車九六、五一一（百万円）、二八・九%、バス二五、一二七（百万円）、七・五%であって、乗用車生産が顕著な発展をとげた三五年においてなお、わが国自動車生産のなかで乗用車のしめる比率の低い点が注目をひく。

つぎに「自動自転車・自転車」（基）は、『修理』をのぞくと、『三輪車』（国内生産額では三八・二%、A額では三九・一%）、『自動二輪車』（同、四八・〇%、四八・九%）、『自転車・リヤカー』（同、一三・九%、一二・〇%）からなりたっている。

このうちの『三輪車』はすべて貨物運搬用に用いられるものと推測される。『自動二輪車』は七三・四%が「固定資本形成」となるが、この部分は、主としてサービス諸部門で用いられていると推測される。残りはすべて、耐久消費手段として家計によって購入される。他方『自転車・リヤカー』は、国内生産額について、部品をのぞいて計算すると、自転車が九八・五%という圧倒的比率をしめている。また、この『自転車・リヤカー』では、「固定資本形成」となるのは、三五・一%であり、六四・九%は、耐久消費手段として家計によって購入される。それゆえ、『自転車・リヤカー』のみについては、「準消費手段生産部門」といえる。しかし、これは「自動自転車・自転車」（基）全体のうち、A額では一一・五%（『修理』をのぞけば前にみたごとく一二・〇%）をしめるにすぎないので、「自動自転車・自転車」（基）全体としては、「消費支出」の比率は低くなる。――「消費支出」の比率は、『修理』をのぞいて計算すると、一六・三%にすぎず、『修理』をいれて計算しても、一九・二%である。（『修理』の大部分が家計向けであるため、『修理』をふくめた比率の方が高くなる。）

ただし、「自動自転車・自転車」（基）については、耐久消費手段として家計によって購入されるものが、実額にして、『自動二輪車』二七、八三二（百万円）、『自転車・リヤカー』一六、二三四（百万円）、計四四、〇六六（百万円）にのぼり、これに『修理』のうち耐久消費手段関係と目される一〇、一七〇（百万円）を加えると、五四、二三六（百万円）にもなることを充分注意しておく必要があろう。

最後に、「その他の輸送機械」（基）について、部品をのぞいた国内生産額の内わけをみると、産業用運搬車が六九・九%をしめ、残りが分類されない輸送機械となっている。したがって、少なくともこの七〇%強は、生産活動の一環を担う労働手段として機能するものと思われる。

なお、輸送機械生産部門についてとくに注意しておきたいのは、修理のしめる比重が大であることである。機械の生産と修理をふくめたA額の合計のうち修理のしめる比率は、「造船」（基）三〇・九%、「鉄道車輌」（基）四八・九%、「自動車」・「自動車修理」（基）四八・二%においてとくに高いのが注目される。われわれは、すでにのべたように、「産業連関表」の修理のとり扱い上の制約を検討したうえで、修理をふくめて、「労働手段生産部門」、「輸送・通信機械生産部門」の分類を行なっているが、機械そのものの生産と修理とでは、それぞれに対する需要を規制する諸要因という点でも、原材料・補助材料に対する生産誘発という点でも、かなりの相違があるので、修理の比率のとくに高い部門では、この比率の高さを充分念頭において今後の検討を行なわねばならない。

(三)

『電気通信機械および関連機器』は「総供給額」一九六、一八四（百万円）、A額一七八、八二三（百万円）にものぼる部門であるが、これ自体、「基本表」の「その他の軽電機器」に統合されている『調整作業表』部門であって、「産業連関表」ではこれ以上この部門は細分割されていない。しかも、この九二・八%が「固定資本形成」となるので、この点でも「産業連関表」からは、検討の手がかりはえられない。

それゆえ、一応、国内生産額の内わけのみをみると、国内生産総額一九三、五七八（百万円）のうち、有線通信機械三二・九%（電話自動交換装置九・〇%、搬送装置六・八%、電話機三・九%等）、無線通信機械一七・四%（航法用無線応用装置七・六%、固定局・移動局通信装置五・八%、ラジオ、テレビ放送装置三・一%等）、通信機械器具部分品・付属品四五・七%、交通信号・安全装置二・九%、その他一・二%という内わけをしめしている。（ここには四五・七%、八八、三九三（百万円）もの部分品・付属品がふくまれており、このことが、この部門の自部門内販売を高めている結果になっている。）

×　×　×

以上において、「固定資本」となる「輸送・通信機械生産部門」の内容をくわしく検討した。「産業連関表」の制約により、その検討の大部分は、「部門品目生産額表」による国内生産額についてのみの検討にならざるをえなかった。

すでにのべたように、国内生産額の内わけのみが分っても、それぞれについての投入・産出関係が明らかにならない以上、その販路構成の内容、原材料・補助材料生産の誘発関係を検討するうえには、充分役にたちえない。

しかしながら、このような内わけをしっておくことは、「輸送・通信機械生産部門」の再生産構造上における位置づけ、諸生産部門の変化・発展等を考えていくうえにも、また、「輸送・通信機械生産部門」関係の原材料・補助材料生産を考えていくうえにも、一定の意味をもつことは明らかであろう。

(3)　「非住宅建築部門」の検討

(一)

建築部門は、その産出額の大きさ、関連生産諸部門に対する生産誘発の大きさ等の点からみて、近年におけるわが国の再生産構造においてきわめて重要な位置をしめる部門であり、したがって、再生産構造分析においてもとくに注目を要する部門といわねばならない。

しかしながら、この建築部門においても、補修をのぞくすべての部分が「固定資本形成」に入ることになっているうえ、部門分類も非常に不充分なため、生産のための労働手段として機能する工場、倉庫、事務所等の建築部門を確定することは不可能である。したがって、ここでも、「非住宅新建築」（基）と「建設補修」（基）のうち非住宅用補修と推定される部分をふくめて、「非住宅建築部門」という非常に不明確な形でとり扱わざるをえない。

ただし、「産業連関表」では、「統合表」においては、住宅建築もふくめて「建築（建設補修をふくむ）」に統合されているし、次節の原材料・補助材料生産部門の検討で利用する「窮極的市場構成」は、「統合表」部門単位でのみしかもとめられない関係上、まず、建築関係全体を概観し、全体において「非住宅建築部門」のしめる比重を明らかにすることからはじめる必要があろう。

また、建築部門の重要性から考えて、「非住宅建築部門」の大いさや比重を明らかにするのみではなく、できうるかぎりくわしくその内わけを検討することとする。すでにのべたごとく、この内わけが分ったとしても、それぞれの投入・産出関係が得られない以上、それぞれの建築による関連諸部門に対する原材料生産の誘発関係を明らかにするために直接役にはたたないが、「建築（建設補修をふくむ）」（統）による生産誘発の検討をする場合に、一定の意味をもつことは明らかである。

(二)

さて、建築部門全体を概観することからはじめると、第II,17表のごとく、「統合表」の「建築（建設補修をふくむ）」（以下「建築」（統）と略）は、「基本表」では、「住宅新建築」と「非住宅新建築」および「建設補修」に分けられている。この「住宅

Ⅱ—17表　非住宅建築・住宅建築の比率

「統合表」部門	「基本表」部門	生産総額（100万円）	住宅と非住宅との比率 %	建築全体にしめる比率 %	建築全体における住宅と非住宅との比率 %
「建築（補修をふくむ）」		1,820,128		100.0	100.0
	「住宅新建築」	707,765	46.5	38.9	住宅 43.2
	「非住宅新建築」	813,098	53.5	44.7	
	新建築小計	1,520,863	100.0	83.6	非住宅 56.8
	「建設補修」	299,265	100.0	16.4	
	（推計）住宅補修	78,382	26.2	4.3	
	（推計）非住宅補修	220,883	73.8	12.1	

新建築」（基）のなかには、家計の購入する住宅と、賃貸住宅、社宅、官公舎等が一括されているという問題がある（前稿㈠四四頁参照）が、一応、新建築について比率をもとめると、「住宅新建築」四六・五%、「非住宅新建築」五三・五%である。また「建設補修」（基）については、住宅用補修二六・二%、非住宅補修七三・八%と推計される。

「建設補修」（基）には、建築補修のみではなく、「建築物以外の構築物」（『その他の建設』の分析参照）の補修もふくまれており、右の住宅補修以外の七三・八%のうち、非住宅建築物の補修部分のみを推計することは不可能である。ただし、卸売、小売、金融等の店舗改良、事務所の補修が住宅補修よりもひん繁に行なわれがちであるので、新建築における非住宅の比率よりも、建築補修における非住宅補修の比率の方が上廻るであろうことは推測される。

右のごとく、住宅補修をのぞいた非住宅建築物の補修以外のものも含まれるが、一応これを非住宅関係として、新建築と補修との統計＝すなわち「統合表」の「建築」全体について、住宅関係と、非住宅関係との比率をもとめると、住宅関係四三・二%、非住宅関係五六・八%という比率である。

ところで、「非住宅新建築」（基）は、『調整作業表』では、『非住宅新建築（木造）』と『非住宅新建築（非木造）』とにわけられているのみである。（「建設補修」（基）は、『調整作業表』でもそのままであって、木造・非木造の区別さえない。）

木造、非木造という区別は、建築物の再生産構造上の機能という点からみれば、あまり意味あるものとはいえないが、木造と非木造とでは、原材料・補助材料に対する生産

Ⅱ—18表　非住宅・住宅別，木造・非木造別建築

「基本表」部門	『調整作業表』部門	生産総額（100万円）	比率 %
「住宅新建築」		707,765	100.0
	『住宅新建築（木造）』	561,453	79.3
	『住宅新建築（非木造）』	146,312	20.7
「非住宅新建築」		813,098	100.0
	『非住宅新建築（木造）』	203,956	25.1
	『非住宅新建築（非木造）』	609,142	74.9
木造			
	「住宅新建築」	561,453	73.4
	「非住宅新建築」	203,956	26.6
	計	765,409	100.0
非木造			
	「住宅新建築」	146,312	19.4
	「非住宅新建築」	609,142	80.6
	計	755,454	100.0

誘発が異なるので、次節の分析のために、一応この区別をみると第Ⅱ,18表のとおりである。（この場合も、「窮極的市場構成」の検討の関係上、住宅関係も入れておいた。）

第Ⅱ,18表のごとく、「非住宅新建築」（基）では、木造二五・一%、非木造七四・九%であるが、「住宅新建築」（基）では反対に木造七九・三%、非木造二〇・七%である。このため、木造新建築については、住宅七三・四%、非住宅二六・六%であるのに反し、非木造新建築では非住宅八〇・六%、住宅一九・四%という構成である。

以上の検討から明らかなごとく、「非住宅建築部門」として規定されるのは、新建築のうちの五三・五%をしめる「非住宅新建築」（基）＝八一三、〇九八（百万円）――うち木造、二〇三、九五六（百万円）、非木造、六〇九、一四二（百万円）――と、「建設補修」（基）のうち七三・八%をしめると推定される住宅以外の補修＝二二〇、八八三（百万円）とである。

㈢

つぎに、この「非住宅建築部門」の産出物＝建築物の内わけをできる

だけくわしく検討し、生産活動のための労働手段として機能していると思われる建築物の建築・補修の比率を推計するよう試みよう。

この点については、『調整作業表』も全く役に立たないので、「産業連関表」を作る基礎となっている「昭和三五年産業連関表建設部門分析用産業連関表作成報告書第一篇（作成篇）」（昭和四〇年三月、建設省計画局）（以下「建設部門分析用報告書」と略す）を利用して、「非住宅建築」（基）の内わけを、建築種類別にわけると第II,19表のとおりである。

まず「非住宅新建築」（基）のうち、「工場・作業場・倉庫」の新建築は、三〇三、三四三（百万円）で、全体の三七・三%をしめる。これは、ほとんどが生産活動のための労働手段として機能する建築物の新建築であるといえる。この他、「事務所・店舗」の新建築が一八三、四六九（百万円）、二二・六%あるが、このうちの事務所のなかには、生産に直接結合し、生産活動と結びついた「机上事務」を行なっている「事務所」もふくまれているから、労働手段とみなされる建築物の新建築も入っている。

II—19表　「用途別」建築生産額　（100万円）

	生産総額	全体にしめる比重 %	うち木造	うち非木造	非木造建築生産総額 %
工場・作業場・倉庫	303,343	37.3	77,107	226,236	74.6
事務所・店舗	183,469	22.6	31,019	152,450	83.1
校舎・病院・診療所その他	326,286	40.1	95,830	230,456	70.6
小計	813,098	100.0	203,956	609,142	74.9

（備考）「建設部門分析用産業連関表作成報告書第一篇」（建設省）P.25より作製。

この分類は「日本標準建築物用途分類」によるものであるが、それによれば、「工場」は「物品の製造（改造または加工を含む）または修理をおこなう場所をいう」のであるから、明白に労働手段とみなしうる。「作業場」は、「机上事務またはこれに類する事務でない作業をおこなう場所のうち、工場でないものをいう。商品包装場、荷造り場、商品検査室、統計機操作室、ポンプ小屋などを含む」と規定されているから、そのほとんどは生産活動のため・あるいはその延長としての作業場といえるが、純粋のサービス活動のための作業場も若干ふくまれている。「倉庫」は、すべての部門の倉庫であるから、純粋のサービス活動のためのものも若干ふくまれている。

他方、「事務所」は、「机上事務またはこれに類する事務をおこなう場所」とされているので、生産を行なう企業において、生産活動と直接結びついた「机上事務またはこれに類する事務」を行なっている「事務所」もふくまれている。

また、「校舎・病院・診療所、その他」には、いずれの項目にも属さないある「産業に特有な用途に供する建築物」――たとえば鉄道の駅舎等もふくまれている。

なお、いま一つの統計資料として、「建築着工統計報告」（建設省）を利用して三五年度産業別建築総額の推計をこころみると、第II,20表のとおりである。

この推計は、大まかな推計の関係上、絶対額においてかなり多くなっているが、一応このうちの農林・水産業用と鉱工業用、および公益事業用のうち電力・ガス・水道業用と推定される部分の建築額を合計すると四三九、二四五（百万円）で全体の五〇・五%となる。

II—20表　産業別建築生産額

	生産総額（100万円）	%
農林・水産業用	44,167	5.1
鉱工業用	360,419	41.4
商業用	144,725	16.6
公益事業用	56,725	6.5
注1 (電力・ガス・水道)	(34,659)	(4.0)
注1 (運輸・通信)	(22,066)	(2.5)
サービス業用	111,820	12.9
公務・文教用	149,748	17.2
その他	2,626	0.3
計	869,874	100.0

（備考）「建築着工統計報告」（建設省）より，昭和35年における産業別の建築着工額をもとめ，"調査もれ"を補正した。補正にあたっては，"調査もれ"が，農林水産業用70%，鉱工業用50%，商業用40%，公益事業用30%，サービス業用50%，公務・文教用40%，その他50%とみなされる（「建設部門分析用報告書」p.24より）ので，この数字を利用した。ただし，着工ベースから施工ベースへの換算，および，工事費予定額から施工額への補正はできなかったので，ごく大ざっぱな推計にとどまっている。

注1）この統計では，「公益事業用」が一括されており，内容が不明である。II—21表の建設補修における電力・ガス・水道業用と運輸通信業用との比率，61.1対38.9を利用してうちわけをこころみた。

ただしこの統計は、アクティビティ・ベースではなく、企業ベースのものであるので、生産会社において不生産的業務を行なう事務所や、諸厚生施設の新建築もふくまれている。他方、商業、サービス業というなかにも、生産活動の延長とみなしうるもの、生産の一種と考えるべきものがあるので、生産活動のための労働手段として機能する建築物の新建築もふくまれている。

以上、二つの統計資料には、労働手段とみなされる建築物の推計上、

ことが可能である。なお、II,21表の合計額は「特需」を除いたため、

このうち、生産活動を行なっている農林・漁業、鉱業・石炭業、製造業、電力・ガス・水道業、建設業の補修を合計すると、一一二、〇八三（百万円）で、全体の五〇・八%となる。また、運輸・通信関係部門の建設補修は一六、二二九（百万円）で、全体の七・四%である。

なお、これら五〇・八%、七・四%という比率が、先にみた新建築における比率より高いのは、住宅補修以外の「建設補修」のなかに、非住宅建築補修とともに土木構築物の補修がふくまれており、この土木構築物には、労働手段とみなされるもの、および運輸通信関係のものがかなりあることによる。（第II,23および24表参照）。

以上の推計はかなりの限界をもつものではあるが、建築の産出高の内容を把握するうえに一定の意味をもっているし、次節で建築関係の原材料・補助材料の生産を検討する場合にも、一つの目安として念頭においてよいものと思われる。

II—21表　建設補修の産業別内わけ

	補修額（100万円）	%
農林漁業	15,597	7.1
鉱業・石炭業	7,175	3.3
製造業	60,679	27.5
電力・ガス・水道業	25,470	11.5
建設業	3,161	1.4
運輸・通信業	16,228	7.4
商業	30,462	13.8
不動産・金融・保険業	10,080	4.6
公共サービス	24,155	10.9
その他サービス	20,931	9.5
一般政府消費分類不明	6,433	2.9
	372	0.2
非住宅建設補修合計	220,746	100.0

（備考）「基本表」の「建設補修」部門から各部門へ入っていく額を大産業分類別にまとめたものである。なお，「住宅賃貸料」部門へ入る額は住宅の建築補修なのではぶいた。

(4)「土木部門」の検討

(一)

土木も、建築部門と同様に、その生産額の大きさ、関連諸生産部門にたいする生産誘発の大きさ等の点からみて、近年のわが国再生産構造の分析においてきわめて重要な位置をしめるものであるが、しかしながら、土木についてもまた、「産業連関表」の統計上の制約から、われわれの分析は大きく制限されざるをえない。

「統合表」の「土木」は、「基本表」では「公共事業」と「その他の建設」にわけられている。これらは後にみるごとく、きわめて多様なものをふくんでおり、それぞれの産出額も非常に巨額であるが、『調整作業表』においても、「公共事業」（基）は、『公共事業』（以下『非農林公共事業』と略）と、『公共事業（農業・林道・治山・土木・災害）』（以下『農林公共事業』と略）とに分けられているのみであるし、「その他の建設」（基）は全く分割されずに「基本表」部門＝『調整作業表』部門となっている。

そしてこれら土木関係でも、補修をのぞくすべてが「固定資本形成」になるとされ、これがいかなる部門の「固定資本」となっていくのかという点が全く不明である。（土木関係では、大修理は「固定資本形成」へ入るとされ、それ以外の修理は、すでにみた「建設補修」（基）部門に入れられているので、土木関係の「中間需要」はゼロで、すべてが「固定資本形成」となることになっている。）

それゆえ、土木関係については、一応これをすべて「土木部門」という不明確な形でとり扱わざるをえない。

まず、「土木部門」＝「統合表」の「土木」部門を概観すると、「土木」の「総供給額」は、一、三六一、五四六（百万円）、A額＝「固定資本形成」額は一、三五五、七七八（百万円）にものぼる。（この差額は、II,22表の注のごとく、「その他の建設」の「特需」を中心とした「輸出」である。）「土木」のA額＝「固定資本形成」額のうち、「公共事業」（基）の部分は、三六六、一%の四八九、一四五（百万円）――『非農林公共事業』二七・〇%、『農林公共事業』九・一%――であり、「その他の建設」（基）の部分は、六三・九%の八六六、六三二（百万円）である。

II—22表　「土木」（統）部門の内わけ

「統合表」部門	「基本表」部門	『調整作業表』部門	A額＝「固定資本形成」注（100万円）	土木全体における比率 %
土木			1,355,778	100.0
	「公共事業」		489,145	36.1
		『公共事業』	366,432	27.0
		『公共事業（農業・林道・治山・土木・災害）』	122,713	9.1
	「その他の建設」	同左	866,632	63.9

注　「土木」の「総供給額」は，1,361,546(百万円）であり，「輸出」が5,758(百万円)ある。この内わけは，「その他の建設」の「輸出」132（百万円）と「特需」5,626（百万円）とである。

ところで、「土木部門」の場合、この労働手段関係の建設・土木の推計は、統計上のみならず、理論的にも、かなりの困難をともなう。

すなわち、道路、港湾、空港等の土木工事等や、鉄道軌道、電信電話の建設等をふくむ「土木」部門では、ある土木・建設による構築物――たとえば道路は、同時に、生産活動の延長としての運輸のための労働手段として機能するとともに、一般大衆の通交する手段（一種の消費手段）として機能するし、また軍事目的のための手段としても機能する。同一の構築物がこのような種々の機能を同時にはたす場合も少なくないし、同種の構築物が別々にこのような機能をはたすものについても、大抵の場合は統計上それらを区分するのが困難である。

それゆえ、「土木部門」については、

(1)　明確に生産活動において労働手段として機能するとみなされるものの土木・建設

(2)　広義の輸送・通信手段として機能するものの土木・建設

(3)　その他

とに分類するようにする。

(二)

まず、「公共事業」（基）部門について、その内わけをみると、第II,23表のとおりである。これらを右の分類にそくして整理すると、つぎのようになる。

(1)　生産活動において労働手段として機能するとみなされるものの構築・復旧工事。

まず『非農林公共事業』のうちでは、「河川改修」、「砂防」、「総合開発」は、大体、農業関係の労働手段の構築・復旧を中心としており、これに若干、工業、水道、発電等の生産活動における労働手段の構築・復旧が加わる。また「漁港」は、生産的な漁業の輸送上の労働手段の構築である。右の建設額の小計に、「災害復旧」のうち右の各項目にかんする復旧の小計を加えた計、一三二、三一九（百万円）が、生産活動において労働手段として機能する構築物の建設、復旧工事と推定される。

Ⅱ—23表　「公共事業」の内わけの推計

「基本表」部門	『調整作業表』部門		生産額 (100万円)	%	%
「公共事業」			489,145		100.0
	『公共事業』		366,432	100.0	74.9
		河川・砂防	84,325	23.0	17.2
		河川改修 ①	41,381	11.3	
		砂防 ①	11,535	3.1	
		総合開発 ①	16,715	4.6	
		海岸 ③	14,695	4.0	
		道路 ②	155,871	42.5	31.9
		その他公共事業	42,128	11.5	8.6
		都市計画 ③	5,414	1.5	
		港湾 ②	27,540	7.5	
		漁港 ①	7,405	2.0	
		空港 ②	1,769	0.5	
		災害復旧 ①②③	84,108	23.0	17.2
	『公共事業（農業・林道・治山・土木・災害）』		122,713	100.0	25.1
		土木	98,431	80.2	20.1
		農業土木 ①	69,088	56.3	
		林道 ①	16,969	13.8	
		治山 ③	12,374	10.1	
		災害	24,282	19.8	5.0
		農業災害 ①	21,272	17.3	
		林道災害 ①	2,164	1.8	
		治山災害 ③	846	0.7	

「公共事業」	計	(100万円)	(%)
		489,145	100.0
	①生産活動のための労働手段の構築・復旧	241,812	49.4
	②輸送手段の構築・復旧	210,487	43.0
	③その他	36,846	7.5

（備考）「建設部門分析用産業連関表作成報告書第1篇」p. 40より作成。
なお，下段の表は，上表の数字を機能種類別に整理したものである。

「河川」は農業用水、電力用水、工業用水、水道用水、運輸手段等きわめて多くの用途をもっている。しかし昭和三二～四年の平均で、年間河川水利用量四一七億立方米のうち、農業用水八二・七%、工業用水八・二%、水道用水九・一%と推計されている。（昭和三九年版「建設白書」七二頁）これには、発電のために利用されるもの、運輸手段として機能するものが入っていないが、右の推計からみても、河川改修工事は、農業用水の運搬・貯水・配分のための労働手段の建設が主たるものであることが推測される。

「砂防」は、主にダムにおける砂の堆積防止工事、「総合開発」は多目的ダムの建設工事と愛知用水のような総合的・多目的な運河建設である。

『農林公共事業』のうちでは、「農業土木」は、灌漑、排水等のための土地改良事業や、干拓、開墾事業であるから、明らかに農業生産のための労働手段の建設といえる。「農業災害」は、右のような内容の労働手段の復旧土木工事である。「林道」および「林道災害」は、明らかに、林業関係の生産活動の延長としての輸送手段＝労働手段の構築・復旧と考えられる。以上の合計は、一〇九、四九三（百万円）である。

(2)　広義の輸送手段として機能するものの構築・復旧工事。

ここにふくまれるのは、『非農林公共事業』のうちの「道路」、「港湾」、「空港」の構築の小計一八五、一八〇（百万円）と、「災害復旧」のうち、これらの項目の部分の小計二五、三〇七（百万円）とを合計した二一〇、四八七（百万円）である。

(3)　その他の構築・復旧工事。

『非農林公共事業』のうち、海岸堤防を行なう「海岸」、公園造築を中心とする「都市計画」、「災害復旧」のなかの「鉱害復旧」は、生産的活動のための労働手段という機能をほとんどもっていないことは明らかであるが、分類上不明確な内容なので、(3)のなかに入れた。これらは合計二三、六二六（百万円）である。

他方、『農林公共事業』のうちの「治山」および「治山災害」――計一三、二二〇（百万円）――には、生産的な林業にお

ける労働手段の構築・復旧もふくまれていると推測されるが、その内容は不明であるので(3)に入れた。

以上の検討をまとめると、「公共事業」（基）全体のうち、(1)生産的労働手段の構築・復旧工事は、四九・四%、二四一、八一二（百万円）、(2)広義の輸送手段の構築・復旧工事は、四三・〇%、二一〇、四八七（百万円）、(3)その他の構築・復旧工事は、七・五%、三六、八四六（百万円）となる。（第23表下欄参照）

この分類は、推計上不明確な点もふくんでいるが、「公共事業」（基）部門の再生産構造の位置づけを考えるうえに、一つの参考資料となると思われる。

(三)

「その他の建設」（基）は、すでにみたごとく、「土木」(統)のA額＝「固定資本形成」額のうちの六三・九%をしめる巨大な部門であるので、これについても、できるだけくわしい検討が必要である。

(1)　生産活動において労働手段として機能するとみなされるものの建設。

ここには、発電設備等、電力の生産そのもののための労働手段の建設と、電力、水、ガスの輸送など生産の延長としての生産物輸送という機能をはたしていることが明らかな諸施設・構築物の建設がすべてふくまれる。

まず、「電源開発」の一六三、一八三（百万円）は、九電力株式会社、電源開発株式会社、公営企業の電気事業、およびその他の電気事業における発電設備、送配電設備、変電設備等の建設費のうちの土木工事的なものを合計した額、一五九、三五六（百万円）に、日本原子力発電株式会社、日本原子力研究所における原子炉施設および構築物の土木建設費三、八二七（百万円）を加えたものである。それゆえ、この部門は明らかに電力の生産・加工と電力生産の延長としての輸送のための

Ⅱ—24表「その他の建設」の内わけの推計

「基本表」部門		生産額 (100万円)	%	機能種類別分類
「その他の建設」		872,219	100.0	
	電源開発	163,183	18.7	①
	水道	67,924	7.8	
	上水道	49,437	5.7	①
	下水道	18,488	2.1	③
	土地造成	61,883	7.1	❶ 31,351 ❷ 20,640 ❸ 9,892
	坑道建設	19,171	2.2	①
	その他の土木建設	325,119	37.3	
	その他の土木	114,442	13.1	❶ 64,373 ❷ 10,132 ❸ 39,938
	その他の建設	202,872	23.3	❶180,676 ❷ 22,196
	ガス	7,805	0.9	①
	鉄道軌道	79,130	9.1	
	国鉄	58,996	6.8	②
	私鉄	5,539	0.6	②
	地下鉄	14,596	1.7	②
	電信電話	61,363	7.0	②
	一般電気工作物	39,000	4.5	③
	大修繕	49,819	5.7	
	国鉄	19,639	2.3	②
	私鉄	7,527	0.9	②
	電信電話	9,790	1.1	②
	電源開発	12,864	1.5	①
	特需	5,626	0.6	③

「その他の建設」		(100万円)	(%)
		872,219	100.0
	①生産活動のための労働手段の土木・建設	528,860	60.6
	②輸送・通信手段の土木・建設	230,417	26.4
	③その他	112,944	12.9

（備考）「建設部門分析用産業連関表作成報告書第1篇」p. 56より作成。
下段の表は上段の表の数字を機能種類別に整理し，まとめたものである。

労働手段の建設ということができよう。したがって、「大修繕」のうちの「電源開発」分、一二、八六四（百万円）もまた、当然かかる内容のものとして(1)に加える必要があろう。

「水道」は、公営企業、準公営企業の水道、下水道の構築であるが、このうちの「上水道」は、普通水道、工業用水道、簡易水道のための取水、配水用の水道管敷設と浄水施設の土木工事、およびそれらの改良・災害復旧工事である。それゆえ、「上水道」の四九、四三七（百万円）は明らかに、用水の生産と用水生産の延長としての輸送のための労働手段の建設といえよう。

また、「坑道建設」一九、一七一（百万円）も、明らかに鉱業における生産および生産の延長としての生産物輸送のための労働手段の建設ということができよう。

つぎに「土地造成」の一部が(1)に入れられるべきであるが、「土地造成」の内容は複雑であって、労働手段の生産とみなされるものの推計は困難である。アクティビティ・ベースでなく、企業ベースの産業分類別の統計ではあるが、これを利用すると、製造業に属する企業の行なった「土地造成」工事が全体の四八・五％にあたる三〇、〇三八（百万円）である。これは工場用地の造成が中心である。これに農林・漁業・水産業に属する企業の「土地造成」一、三一三（百万円）をくわえた合計三一、三五一（百万円）、全体の五〇・七％が、生産活動のための労働手段的な土地の造成工事とみなされる。

「土地造成」は、資本金一、〇〇〇万円以上の営利法人の土地造成、改良工事投資額の推計額、五一、四五三（百万円）から、「その他の建設」のなかの他の諸部門にふくまれている「鉱業」、「電気・ガス」、「民公営鉄道」による部分を控除したうえで、「住宅公団」によるもの二、二二〇（百万円）と、地方公営企業の港湾整備事業によるもの一六、六〇九（百万円）を加えたものである。推計のもとになった「法人企業投資実績統計調査報告」は、企業ベースの産業分類になっている。本文で利用したのは、この統計にもとづいて推計した前出「報告書」の資料（七三頁）である。

なお地方公営企業の港湾整備事業分一六、六〇九（百万円）のなかには、工場誘致のための埋立て工事、港湾工事等、生産活動のための労働手段の生産という内容のものがかなりふくまれていると思われるが、その推計は不可能であった。

つぎに、「その他の土木建設」のうちの「その他の土木」について、「土地造成」と同様、「製造業」、「農林・漁業・水産業」、に属する諸企業による構築物の工事分を推計すると五七、四九一（百万円）となり、これに、地方公共団体の農林土木関係の受託事業費六、八八二（百万円）を加えた合計六四、三七三（百万円）、全体の五六・二％が、大体、生産活動のための労働手段の建設とみなしてよいと思われる。

「その他の土木」は、「土地造成」と同様、資本金一、〇〇〇万円以上の営利法人の構築物工事総額の推計額二三一、八四九（百万円）から、鉱業、電気・ガス、民公営鉄道関係の重複分一五八、一九七（百万円）を控除したものに、中央政府によるもの、一二、三三一（百万円）、地方政府によるもの一七、九五五（百万円）、地方公営企業の観光施設事業その他によるもの三、六二二（百万円）および、地方公共団体の農林土木関係の受託事業費六、八八二（百万円）を加えたものである。

この地方政府による構築物工事一七、九五五（百万円）には、工場誘致のためのもの・したがって生産活動のための構築物・労働手段の生産というものがふくまれていると思われるが、その推定は不可能であった。

「その他の土木建設」のうちの「その他の建設」は、その産出額が二〇二、八七二（百万円）にものぼる巨大な項目であるが、この内容は、機械器具等の設置にともなう工事および機械装置等の現場組立て工事である。くわしい内わけをみると、電気工事三四、三八八（百万円）、電気通信信号装置工事二二、一九六（百万円）、管工事二一、四五七（百万円）、さく井工事三、五二四（百万円）、築炉工事一二、七九六（百万円）、昇降設備工事五五（百万円）、機械器具工事一〇〇、四〇七（百万円）、その他の設備工事八、〇三〇（百万円）である。このうちの電気通信信号装置工事（②に入れる）をのぞけば、全体の半分をしめる機械器具工事をはじめ、生産活動のための労働手段の建設とみなすべきものがほとんどと思われる。それゆえ、電気通信信号装置工事をのぞいた部分の計一八〇、六七六（百万円）を生産的な労働手段の建設工事として計上する。

機械器具の設置については、たとえば、エレベータ、エスカレータ、工場用クレーン、諸電気器具等が、最初から建築物の一構成部分として設置される場合には、ここにはふくまれないで、「非住宅新建築」（基）「住宅新建築」（基）のなかへ入っていくことになって

いる。したがって当該項目にふくまれるのは、建物とは別個に独立の存立形態をとった機械装置の設置工事であり、あくまでも土木工事的なものに限られると規定されている。

このことからも、機械器具等の設置にともなう工事および機械装置等の現物組立て工事といわれる「その他の建築」の内容が、主として、生産活動のための機械装置のすえつけ、大規模な電気工事等を中心としたものであることが推測される。

最後に、「その他の土木建設」のなかの「ガス」（ガス配管工事）の七、八〇五（百万円）も、ガスの生産の延長としての輸送手段＝労働手段の建設と考えられる。

(2) 広義の輸送・通信手段として機能するものの建設。

「国鉄」、「私鉄」、「地下鉄」の「鉄道軌道」建設、七九、一三〇（百万円）と、これらの「大修繕」二七、一六六（百万円）とは、(2)に属する。――なお念のためにいえば、「鉄道軌道」建設のための土地買収費はここにはふくまれない。（また、鉄道関係の建物の建築、機械器具のすえつけ工事もふくまれていない。）

「電信電話」は、電信・電話施設のうちの土木工事的とみられる電信電話線路の施設および特別専用施設の構築である。これらもまた、生産活動、サービス活動、軍事的活動、個人的利用等、多様な機能をはたし、それらの区別は不可能である。それゆえ、「電信電話」とその「大修繕」との計七一、一五三（百万円）は、(2)に入れた。

また、「土地造成」のうち、「地方公営企業」の港湾整備事業による一六、六〇九（百万円）と、「民間運輸通信業（鉄道をのぞく）」の企業によるものと推計される「土地造成」四、〇三一（百万円）、計二〇、六四〇（百万円）とは、輸送・通信関係の「土地造成」とみなして、(2)に入れた。これらは「土地造成」総額の三三・四％にあたる。

「その他の土木」のなかの「民間運輸通信業（鉄道をのぞく）」によるものと推計される一〇、一三二（百万円）と「その他の建設」のなかの「電気通信信号装置工事」二二、一九六（百万円）も、広義の輸送・通信手段関係の土木建設である。

(3) その他。

「水道」のうちの「下水道」の一八、四八八（百万円）は、下水道終末処理場施設工事と下水用配管工事であるが、工場、店舗、住宅等種々の下水処理であるため、分類上不明のなかにいれざるをえない。

「土地造成」のうち(1)(2)に分類しなかった九、八九二（百万円）は、「建設業」「卸売・小売業」、「金融保険業」、「不動産業」に属する企業によるものと、「住宅公団」によるものである。宅地造成は、住宅建築とむすびついた耐久消費手段のための生産として分類すべきであるが、僅少であるので分類せず、以上のものすべてを(3)のなかに入れておいた。

「一般失対」三九、〇〇〇（百万円）は、地方自治体の失業対策費から、扶助費、補助費等の出資金および貸付金を控除した分――すなわち実際の建設・土木事業にあてられた部分であるが、これがいかなる内容の建設・土木であるかは不明である。

「その他の土木建設」のうちの「その他の土木」のなかで、「建設業」、「卸売・小売業」、「金融保険業」、「不動産業」、「サービス業」に属する企業によるものは、(1)(2)に入らないし、「中央政府」、「地方政府」、「地方公営企業」による部分は内容が不明であるので、以上の合計三九、九三八（百万円）を(3)に入れた。この「中央政府」による一二、三三一（百万円）のなかには、自衛隊の軍事的施設の土木建設がふくまれていると思われるし、「地方政府」による一七、九五五（百万円）のなかには、工場誘致のための土木建設がふくまれているが、統計上推計することができなかった。かかる内容の土木建設は、三五年以降においても、拡大しているものと思われるので、今後明確にしていくことが必要であろう。

最後に、「特需」五、六二六（百万円）は、外国駐留軍関係の土木・建設であるから、主として軍事施設の建設である。この点、自衛隊の施設の建設とともに、軍事的施設の生産として分類すべきであるが、自衛隊関係の推計ができなかったし、

三五年度では、なお僅少であるので、(3)の「その他」に入れておいた。

以上の検討をまとめると、「その他の建設」（基）部門のうち、(1)生産活動における労働手段の建設は、全体の六〇・六%、五二八、八六〇（百万円）、(2)広義の輸送・通信手段の建設は、二六・四%、二三〇、四一七（百万円）、(3)その他の建設は、一二・九%、一一二、九四四（百万円）となる。（第II,24表の下欄参照）

この構成は、「公共事業」（基）部門の場合と同様、推計上不明確な点もふくんでいるが、きわめて巨大な「その他の建設」（基）部門の性格、これによる関連諸生産部門にたいする生産誘発等を考えていくうえに、一定の意味をもつものと思われる。

(5) その他

以上で考察した諸部門の他に、広義の「固定資本」関係の生産部門のうち、機能の不明確なものについて若干言及する必要があろう。

『事務用機械』は、計算機、金銭登録機、タイプライター、複写機、タイムレコーダー、計算尺、そろばん、からなり、「A額—自部門内販売」額の八一・四%が「固定資本形成」となる。これらは、内容的にみて、労働手段として機能しない部分の方が多いと推測されるが、その正確な内わけは不明である。

「精密機械」（基）部門には、機能の異なる種々の部門がふくまれている。ここには、まったく機械とはいえない『衛生材料』（ガーゼ・脱脂綿・繃帯）がふくまれていることと、単価が安いために「固定資本形成」に入らない『度量衡器・計量器』が大きな比重を占めていることとのために、「固定資本形成」部分の比率が低い。しかし、内容的にみると、『理化学機器』は「A額—自部門内販売額」の一〇〇%が「固定資本形成」になる部門である。ただしこの理化学機器のうち、どれだけが化学関係の生産工程で労働手段として機能し、どれだけがサービス部門で使用されるのかは全く不明である。

つぎに『度量衡器・計量器』は、「A額—自部門内販売」額の三一・九%しか「固定資本形成」にならず、大部分は、機械関係の生産諸部門および建築・土木関係の部門に入っていく。しかし、他部門へ販売されるこの額のかなりの部分は、単価が安いために「固定資本形成」にならないだけであって、実際には、諸生産部門で一種の労働手段として機能しているとみてよいと思われる。

『医療機械』は、その「A額—自部門内販売」額の七八・四%が固定資本形成となる部門である。しかし、内容的にみれば、これは労働手段として生産過程で機能するのではなく、医療サービス部門で使用される耐久的設備であることは明らかである。なお、ガーゼ・

II—25表　その他の「固定資本」関係の生産部門

「基本表」部門	『調整作業表』部門	(1) A額 (100万円)	(2) 自部門内販売 (100万円)	(3) 消費支出 (100万円)	(4) 固定資本形成 (100万円)	(5) (4)/(1)—(2) (%)	
事務用機械		32,535	1,180	343	23,234		
	『事務用機械』	29,720	1,177	343	23,234	81.4	注1
	『事務用機械修理』	2,814	0	0	0	0	
精密機械		82,510	10,758	9,545	22,755		
	『理化学機器』	6,899	3,745	0	3,155	100.0	
	『度量衡器・計量器』	49,269	6,278	2,262	13,730	31.9	注2
	『医療機械』	8,176	683	146	5,870	78.4	注3
	『衛生材料』	9,456	0	7,137	0	0	
	『精密機械修理』	8,710	0	0	0	0	
光学器具		64,380	11,597	19,472	5,616		
	『カメラ』	19,463	7,769	7,757	3,925	33.6	
	『その他の光学機械』	14,666	2,770	3,153	1,691	14.2	注4
	『写真感光材料』	28,754	0	7,244	0	0	
	『光学器具修理』	1,496	0	1,336	0	0	

注1　このほか，『事務用品』へ9.4%，「政府消費」へ6.1%入ってゆく。

注2　このほか，「その他の建設」へ11.7%，「一般産業機械および装置」へ10.0%，『その他の光学機械』へ7.8%，「産業機械」へ7.4%，『電気計測器』へ4.7%，「原動機・ボイラー」へ2.6%，「工作・金属加工機械」へ2.3%，種々の部門へ若干ずつ販売される。

注3　このほか，「医療」へ19.6%販売される。

注4　このほか，「教育」へ24.0%，『カメラ』へ8.9%販売される。

脱脂綿・繃帯等からなる『衛生材料』は『医療機械』と関連して、この「精密機械」に分類されたものと思われるが、再生産構造における位置も機能も、全く「精密機械」と異なるのであるから、『衛生材料』を「精密機械」（基）へ入れること自体誤りであろう。

最後に「光学器具」（基）は、前稿の消費手段生産部門の検出において一応とりあげた（前稿五九頁参照）が、「固定資本形成」となる部分も若干あるので、再びふれておく。『カメラ』は「A額―自部門内販売」の三三・六%が、『その他の光学機械』は一四・二%が固定資本形成に入っていく。これらのうち若干の部分は、印刷業等の労働手段として機能するはずであるが、大部分は、映画や、医療などのサービス業の耐久的設備として機能するものと思われる。なお、「光学器具」（基）に、『写真感光材料』が入っているが、これも、関連あるものとはいえ、機械・器具とは厳に区別すべきものであり、「精密機械」のなかの『衛生材料』と同様、部門分類上、きわめて不合理なものといわねばならない。（『写真感光材料』は、「光学器具」のうち、かなりの比重をしめるが、この三五・一%は『映画』へ、一六・六%は『その他の対個人サービス』へ販売され、二五・二%が直接消費される。「光学器具」（基）全体としてみると、直接消費されるものの比率も、「固定資本形成」となるものの比率も、低率であるが、その一因はこうしたところにある。）

なお、第II,25表以外では、『特殊産業機械』の七、一七一（百万円）（国内生産額のみ）が、娯楽器、販売機等の商業・サービス用機械である。（本文七三頁参照）

付記　本稿は、昭和四〇年度、慶応義塾学事振興助成金による研究の一部である。

アダム・スミスとエドマンド・バーク（三）

――その社会観と経済思想をめぐって――

白井厚

一、二人の交友
二、D・ヒュームの二つの道
　補論1　W・ゴドウィンのバーク観（以上五五巻三号）
三、J・ロックにおける国家論の原型
四、D・ヒュームにおける保守主義と近代性
五、A・スミスにおける歴史と国家（以上五五巻一二号）
六、A・スミスの国家観（以上本号）

六　A・スミスの国家観

前二回において、ヒュームには、スミスにつながる重商主義批判、新しい社会体制の認識という面と、バークにつながる便宜主義、既成秩序の尊重という二面があること、ロックの国家論は、国家の成立について内因説と外因説があり、また国家の目的は私有財産の保持と公共の利益の二つがあること、ヒュームの国家論は、ロックと同じように内因説と外因説があるが、全体主義的な性格が強く、統治者の優位を認めていること、反抗権などを否定して保守的な弁護論となっていること